

平成26年1月30日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成25年(行コ)第40号 政務調査費違法支出金返還請求控訴事件(原審・和歌山地方裁判所平成19年(行ウ)第7号)

口頭弁論終結日 平成25年10月9日

判 決

和歌山市小松原通1丁目1番地

控訴人(被告) 和 歌 山 県 知 事

仁 坂 吉 伸

同訴訟代理人弁護士 月 山 桂

同 谷 口 昇 二

同 水 野 八 朗

同 田 中 祥 博

同 月 山 純 典

同 藤 井 友 彦

同 田 中 志 保

同 岸 本 行 正

同 河 合 佑 香

同 北 野 栄 作

同 森 田 拓 哉

同 指 定 代 理 人 上 坊 晃

同 谷 巖

同 民 谷 光 央

同 西 峰 健

和歌山市土入284-26

当審控訴人補助参加人 江 上 紀 美 子

和歌山市土入284-26

当審控訴人補助参加人 江 上 由 樹 子  
和歌山市土入 284-26

当審控訴人補助参加人 江 上 慎 一  
和歌山市梶取 327-7

控訴人補助参加人 角 田 秀 樹  
(以下「補助参加人角田」という。)  
和歌山市手平 3丁目 12-21

控訴人補助参加人 新 田 和 弘  
(以下「補助参加人新田」という。)

和歌山市関戸 1-2-27  
控訴人補助参加人 森 正 樹  
(以下「補助参加人森」という。)

以上6名訴訟代理人弁護士 今 井 浩 三  
同 近 森 裕 行

和歌山県田辺市

被控訴人 (原告)

和歌山市:

被控訴人 (原告)

和歌山市:

被控訴人 (原告)

和歌山市:

被控訴人 (原告)

和歌山市

被控訴人 (原告)

以上5名訴訟代理人弁護士 阪 本 康 文  
同 森 崎 有 治

同 主 芝 野 友 樹  
文

- 1 控訴人の控訴及び被控訴人らの当審における訴えの変更に基づき、原判決を次のように変更する。
- 2 控訴人は、浅井修一郎に対し、318万5527円を支払うよう請求せよ。
- 3 控訴人は、東幸司に対し、108万3905円を支払うよう請求せよ。
- 4 控訴人は、飯田敬文に対し、84万9351円を支払うよう請求せよ。
- 5 控訴人は、井出益弘に対し、343万1018円を支払うよう請求せよ。
- 6 控訴人は、宇治田栄蔵に対し、4万6953円を支払うよう請求せよ。
- 7 控訴人は、浦口高典に対し、182万6113円を支払うよう請求せよ。
- 8 控訴人は、当審控訴人補助参加人江上紀美子に対し、85万1469円を支払うよう請求せよ。
- 9 控訴人は、当審控訴人補助参加人江上慎一に対し、42万5734円を支払うよう請求せよ。
- 10 控訴人は、当審控訴人補助参加人江上由樹子に対し、42万5734円を支払うよう請求せよ。
- 11 控訴人は、小川武に対し、310万6353円を支払うよう請求せよ。
- 12 控訴人は、大沢広太郎に対し、430万6269円を支払うよう請求せよ。
- 13 控訴人は、尾崎太郎に対し、155万円を支払うよう請求せよ。
- 14 控訴人は、尾崎要二に対し、149万5748円を支払うよう請求せよ。

- 15 控訴人は、門三佐博に対し、212万6593円を支払うよう請求せよ。
- 16 控訴人は、木下善之に対し、195万5546円を支払うよう請求せよ。
- 17 控訴人は、亡阪部菊雄（以下「菊雄」と表記する。）相続人に対し、219万7000円を支払うよう請求せよ。
- 18 控訴人は、亡阪部菊雄相続人（以下「 」と表記する。）に対し、54万9250円を支払うよう請求せよ。
- 19 控訴人は、亡阪部菊雄相続人 に対し、54万9250円を支払うよう請求せよ。
- 20 控訴人は、亡阪部菊雄相続人 に対し、54万9250円を支払うよう請求せよ。
- 21 控訴人は、亡阪部菊雄相続人 に対し、27万4625円を支払うよう請求せよ。
- 22 控訴人は、亡阪部菊雄相続人 に対し、27万4625円を支払うよう請求せよ。
- 23 控訴人は、坂本登に対し、101万5699円を支払うよう請求せよ。
- 24 控訴人は、下川俊樹に対し、158万0301円を支払うよう請求せよ。
- 25 控訴人は、須川倍行に対し、101万2659円を支払うよう請求せよ。
- 26 控訴人は、谷羊一に対し、252万1814円を支払うよう請求せよ。
- 27 控訴人は、玉置公良に対し、86万4084円を支払うよう請求せよ。
- 28 控訴人は、補助参加人角田に対し、131万5434円を支払うよう請求せよ。
- 29 控訴人は、富安民浩に対し、25万9498円を支払うよう請求せよ。

- 30 控訴人は、中村裕一に対し、190万5512円を支払うよう請求せよ。
- 31 控訴人は、長坂隆司に対し、88万5931円を支払うよう請求せよ。
- 32 控訴人は、新島雄に対し、31万7391円を支払うよう請求せよ。
- 33 控訴人は、補助参加人新田に対し、83万6006円を支払うよう請求せよ。
- 34 控訴人は、野見山海に対し、361万2051円を支払うよう請求せよ。
- 35 控訴人は、花田健吉に対し、356万5827円を支払うよう請求せよ。
- 36 控訴人は、平越孝哉に対し、262万2557円を支払うよう請求せよ。
- 37 控訴人は、藤山将材に対し、224万2605円を支払うよう請求せよ。
- 38 控訴人は、前川勝久に対し、113万2167円を支払うよう請求せよ。
- 39 控訴人は、前芝雅嗣に対し、231万4530円を支払うよう請求せよ。
- 40 控訴人は、松本貞次に対し、45万7769円を支払うよう請求せよ。
- 41 控訴人は、町田亘に対し、22万0465円を支払うよう請求せよ。
- 42 控訴人は、向井嘉久藏に対し、497万0167円を支払うよう請求せよ。
- 43 控訴人は、補助参加人森に対し、178万8501円を支払うよう請求せよ。
- 44 控訴人は、山下大輔に対し、62万1729円を支払うよう請求せよ。
- 45 控訴人は、山田正彦に対し、179万0670円を支払うよう請

求せよ。

- 46 控訴人は、吉井和視に対し、165万2436円を支払うよう請求せよ。
- 47 控訴人は、和田正人に対し、175万2634円を支払うよう請求せよ。
- 48 被控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 49 訴訟費用は、第1、2審を通じこれを2分し、その1を被控訴人らの負担とし、その余を控訴人の負担とする。
- 50 補助参加によって生じた費用は、
- (1) 被控訴人らと当審補助参加人江上紀美子の間で1審において生じた部分についてはこれを3分し、その2を当審補助参加人江上紀美子の負担とし、その余を被控訴人らの負担とし、
  - (2) 被控訴人らと当審補助参加人らの間で当審において生じた部分についてはこれを3分し、その2を当審補助参加人らの負担とし、その余を被控訴人らの負担とし、
  - (3) 被控訴人らと補助参加人角田との間に生じた部分については第1、2審を通じてこれを10分し、その7を補助参加人角田の負担とし、その余を被控訴人らの負担とし、
  - (4) 被控訴人らと補助参加人新田との間に生じた部分については第1、2審を通じてこれを3分し、その2を補助参加人新田の負担とし、その余を被控訴人らの負担とし、
  - (5) 被控訴人らと補助参加人森との間で生じた部分については第1、2審を通じてこれを5分し、その2を補助参加人森の負担とし、その余を被控訴人らの負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消しにかかる部分について、被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

2 被控訴人ら

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 被控訴人らの請求中、控訴人に、原判決別紙1「政務調査費違法支出金一覧表」の「相手方」欄番号14・阪部菊雄〔阪部議員〕に対して439万4000円及びこのうち「小計①」欄記載の金員に対する平成15年5月1日から、「小計②」欄記載の金員に対する平成15年5月30日から、「小計③」欄記載の金員に対する平成16年5月1日から、「小計④」欄記載の金員に対する平成17年5月1日から、「小計⑤」欄記載の金員に対する平成18年5月1日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求することを求めた部分を、次のとおり変更する（被控訴人は、阪部議員の死亡に伴い、以下のとおり訴えを交換的に変更した。）。

ア 控訴人は、亡阪部菊雄相続人 に対して、219万7000円を支払うよう請求せよ。

イ 控訴人は、亡阪部菊雄相続人 に対して、54万9250円を支払うよう請求せよ。

ウ 控訴人は、亡阪部菊雄相続人 に対して、54万9250円を支払うよう請求せよ。

エ 控訴人は、亡阪部菊雄相続人 に対して、54万9250円を支払うよう請求せよ。

オ 控訴人は、亡阪部菊雄相続人 に対して、27万4625円を支払うよう請求せよ。

カ 控訴人は、亡阪部菊雄相続人 に対して、27万4625円を支払

うよう請求せよ。

第2 事案の概要（略称は、特記しない限り、原判決の用法による。）

1 本件の要旨及び経過の概要

(1) 本件は、和歌山県の住民である被控訴人らが、和歌山県議会議員であった原判決別紙1「政務調査費違法支出金一覧表」の「相手方」欄記載の者（ただし、番号7・符号キについては亡江上柳助議員〔江上議員〕。包括して「本件議員ら」）が和歌山県から交付を受けた政務調査費（平成24年法律第72号による地方自治法の改正の後には、政務活動費）のうち、平成14年度から平成17年度の事務所費、事務費及び人件費の支出が違法なものであったなどと主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、控訴人に対し、不当利得返還請求として、江上議員を除く本件議員ら及び江上議員の相続人に対し、同支出相当額及びこれらに対する政務調査費収支報告書提出期限の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める事案である。

(2) 控訴人は、平成19年5月18日にされた住民監査請求（本件監査請求）の適法性を争い、政務調査費の支出は適法であったなどと主張して、被控訴人らの請求を争った。

(3) 原審裁判所は、本件監査請求は適法であるとした上、政務調査費が調査研究に資するため必要な経費に支出されたかどうかは、当該支出が和歌山県政務調査費の交付に関する条例（本件条例）10条、和歌山県政務調査費の交付に関する規程（本件規程）4条、別表第2により定められた事務所費、事務費及び人件費の使途基準（本件使途基準）に適合するかどうかにより判断されるべきであるが、ある支出が調査研究のためでもあり、他の目的のためでもある場合には、社会通念上相当な割合によって按分した額に政務調査費を支出できると解するのが相当であるとし、被控訴人らは、本件議員らによって本件使途基準に適合した政務調査費の支出がされなかったことについて

立証責任を負うが、被控訴人らの立証が本件用途基準に適合した政務調査費の支出がされなかったことを一応推認させる程度に達しており、控訴人及び控訴人補助参加人らが十分な反証を行わないような場合には、当該政務調査費の支出は本件用途基準に適合したものといえないことが証明されたと認めべきであるとし、被控訴人らの主張を一部認容した（付帯請求については、不当利得返還請求権は請求により遅滞に陥るところ、控訴人により本件議員らに対する請求がされたことの主張立証がないとして、棄却した。）。

(4) そこで、これを不服とする控訴人が本件控訴を提起し、被控訴人らの請求を棄却するよう求めた。

被控訴人らは、阪部議員の死亡に伴い、同議員関係の訴えを交換的に変更し、控訴人に対し、阪部議員の相続人らに対し、原判決認定に係る阪部議員の上記支出相当額を支払うよう請求するように求めた。

2 「法令等の定め」、「争いのない事実等」、「争点」、「争点に対する当事者の主張」は、後記3の「当審における控訴人の補充主張」、後記4の「当審における当審控訴人補助参加人ら及び控訴人補助参加人らの補充主張」及び後記5の「当審における被控訴人らの補充・追加主張」を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の1から4に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 3 当審における控訴人の補充主張

#### (1) 各議員に共通する問題

ア(ア) 原判決は、政務調査用事務所に、他の目的の事務所が併設されているときは、併設されている事務所の実質的な存否、その活動の有無、経費支弁の方法等を具体的に検討することなく、事務費、人件費等のうち按分した額のみ政務調査費を支出できる旨判示しており、不当である。

このような判決が確定してしまうと、各議員は、政務調査費収支報告書にある支出の区分欄の記載された費目ごとに、すべて按分された額し

か政務調査費からの支出が認められないことになり、職責を果たすために認められた政務調査費の使用を萎縮させることになる。

(イ) 政務調査の経費は、議員自身が内容を十分理解し、適切に判断処理しており、他の団体との経費の負担割合、私的利用の有無、項目ごとの負担割合等について、議員自身の判断を尊重すべきである。

イ 政務調査費収支報告書に記載した支出以外に政務調査費の支出が許される経費がある場合は不当利得とはならない。

この点、原判決は、本件議員らが不当利得を問われているのは、調査研究に資するため必要とはいえない経費に政務調査費を支出したことであって、上限額に満つる政務調査費の支出が許される経費が存在したことはないと判示して、控訴人の主張を退けた。

しかし、収支報告書に記載した政務調査費からの支出のほかに、別に政務調査研究活動に要する費用を支出しており、収支報告書に記載した政務調査費からの支出が使途基準に反するとして許されないのであれば、その他の調査研究活動に要した費用をもって収支報告書上の支出に充てられたことが想定できる場合には、総体的には、当該議員には利得がなく、控訴人にも損失がないことから、不当利得返還請求権は成立しない。

## (2) 各議員についての問題点

### ア 浅井修一郎議員（浅井議員）

(ア) 原判決は、浅井議員が株式会社浅井に対して支払った政務調査用事務所の賃料を浅井議員個人の利益になっているとするが、浅井議員のほか2人の役員を有する別個の法人格である会社と、浅井議員個人とを同一視するもので不当である。

(イ) 浅井議員に係る政治団体として届出されている浅井修一郎後援会の収入・支出はいずれも0円である（乙Eア2～4）。

「自由民主党和歌山県有田市第一支部」は、平成17年10月5日に

設立されたものであり、平成17年の収入・支出は共に5万1600円で、議員活動がされていたとは考えられない額である（乙Eア5, 6）。

イ 東幸司議員（東議員）

(ア) 東幸司後援会は、平成15年から平成17年にかけて、相応の活動実績があり、光熱水費及び備品・消耗品費を支出しているから（乙Eイ3～8）、これを按分の対象とするのは適切でない。

(イ) 政治団体「幸友会」の設立は平成16年3月9日であるところ（乙E2）、平成16年及び平成17年の収支は、各収入額を何の項目もなく支出しているのであって、活動実体のないことが明白である。

ウ 飯田敬文議員（飯田議員）

(ア) 「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」の設立は平成16年12月24日であり（乙Eウ5）、原判決がそれ以前の支出について、当該支部を対象の1つとして按分しているのは不当である。

同団体の収支は年額5万円程度であり（乙Eウ6～8）、平成19年7月30日付けで団体解散届を提出しており、その時点での残金は2万8150円であった（乙Eウ9, 10）。平成18年に支出した宣伝事業費7万6250円はポスター作製費であり、最終的に残った2万8150円は看板取り壊しに要した費用であった。

このように、同団体は活動実体のないものである。

(イ) 平成17年度の事務費については、当時の資料が他の問題で押収され、返還された中に入っているのか、それ以前に紛失していたものなのか、現在となっては判明しない。

エ 井出益弘議員（井出議員）

(ア) 原判決が按分の対象としている団体のうち、「ますひろ会」及び平成15年・16年の「井出益弘を育てる会」には活動実体がない。

「井出益弘後援会」、「和歌山経営者連絡研究会」、「自由民主党紀

北支部」については、相応の支出があるから、そもそも按分の対象とすべきではなく、仮に按分の対象とするなら、これらの支出も合算して按分すべきである。

(イ) ガソリン代（事務所費）については、各団体の合計額が平成15年21万3168円（乙Bエ1）、平成16年67万0544円（乙Bエ2）、平成17年53万6680円であり（乙Bエ3）、裏付けが存する。

(ウ) 竹本佳代、小松利恵、濱崎淑子及び鈴木淳美の給与（人件費）についても裏付けがある（乙Dエ60～68）。

オ 宇治田栄蔵議員（宇治田議員）

原判決は、「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」にかかる事務所費、人件費のみを考慮し、それとの合算額を基準として按分しているが、「栄和会」（宇治田栄蔵後援会）も、事務所費及び人件費について相応の支出をしているのだから、そもそもこの2団体を按分の対象とすべきではなく、仮に按分の対象とするなら、これらの支出も合算して按分すべきである。

カ 浦口高典議員（浦口議員）

按分の対象とされている政治団体「和歌山地域戦略研究所」は、後援会から、平成16年4月から9月まで合計12万円の寄付を受けただけであり、実体がない。

キ 小川武議員（小川議員）

小川議員が、平成15年4月から平成16年3月まで塩谷薫を雇用していたのは事実であり、平成16年1月から3月分までについては書証も存在する（乙Dク2～4）。

ク 大沢広太郎議員（大沢議員）

(ア) 原判決が按分の対象としている団体のうち、後援会には活動実体がない（平成15年から平成17年の収支は0円である。）。

「広友会」，「自由民主党紀伊田辺支部」，「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」はそれぞれ相応の収入・支出があり，相応の活動をしているから，按分の対象とすべきではない。

- (イ) 原判決は，大沢議員が妻である大沢敏江を雇用していた裏付けがないと判示する。

しかし，大沢敏江は政務調査に助力していたことは明らかであり，大沢敏江が大沢議員から受領すべき給与を，そのまま大沢議員の政治活動の資金として供与していたというのが実態である。

ケ 尾崎太郎議員

原判決が，尾崎太郎議員の政務調査用事務所に「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」が併設されていたこと，「太成会」の人件費については別途支払われていたことを認定しながら，政務調査費事務所の人件費については「自由民主党和歌山県笑顔支部」と按分しており，不合理である。

コ 尾崎要二議員

- (ア) 原判決が尾崎要二議員の政務調査用事務所に併設されているという「後援会」は選挙時のみに活動しており，「要政会」はほとんど活動していない。

(イ) 「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の備品・消耗品費は別に同支部で支出し，光熱水費，大きな備品購入費は同支部の経費としている。

(ウ) 通信費は，尾崎要二議員自身が，私的利用等をも考慮して，適切な割合，使用態様により支出している。

(エ) 人件費の対象に「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の人件費を加算する理由が全くない。同支部の事務にかかる人件費は，別の人物（アルバイト）がその都度行っているものに関するものである。

サ 門三佐博議員（門議員）

(ア) 原判決が門議員の政務調査用事務所に併設されているという「春和産業株式会社」と「紀伊商事和歌山営業所」は関係がなく、第三者が経営している。

(イ) 政治団体「博友会」の備品及び消耗品費は、同会の経費として支出している。

(ウ) 原判決は、事務所費を政務調査用事務所が支出するのを違法としているのは不当である。「博友会」が賃料を負担し、それに対して政務調査用事務所がその2分の1を博友会に支払っているのである。

#### シ 木下善之議員（木下議員）

(ア) 原判決が、木下議員が平成17年1月1日以降政務調査用事務所において市長選の立候補準備をしていたと認定するのは事実誤認である。

特に、平成17年1月7日の郵便料金について、選挙活動用のものと認定したのは不当である。木下議員は選挙活動の経費と政務調査の経費は明確に区別している。木下議員は、毎年1月に政務調査の報告を県民に行っていた。

(イ) 原判決は、木下議員が平成19年1月20日に事務所を整理した際領収書等を焼却したとする点について、裏付けがないから信用できないとするが、木下議員は事務所費、事務費、人件費の資料は費用をかけて再現しているのであり、不当である。

#### ス 阪部議員

政務調査費の証拠書類が焼失し、その経理を行っていた阪部洋三が死亡したのは事実である。

#### セ 坂本登議員（坂本議員）

原判決が、政務調査用事務所の存在を認めながら、その事務所費の支出を違法とするのは不当である。

事務所賃料、光熱水費としては極めて低価の費用を、建物の管理者に支

出したもので、管理者を雇用していたかどうかにかかわらず、適正な支出である。

ソ 下川俊樹議員（下川議員）

(ア) 切手代は、下川議員が政務調査の目的のための文書や内容等を報告する文書に貼付するものであるから、適切な支出であり後援会と按分する理由はない。

(イ) 人件費も8万円と低額であり、後援会と按分するのは不当である。

タ 須川倍行議員（須川議員）

(ア) 須川議員は、自宅近くの駐車場料金を政務調査来客用として、その2分の1を、後援会との関係を考慮して、政務調査費として計上している。須川議員は、自宅以外に政務調査用事務所を設置し、この事務所経費は政務調査費に計上していない。

原判決は、事務所費（駐車場料金のみを計上）を後援会との関係で、その料金の2分の1を適法としているが、他の事務費、人件費に2分の1を按分して違法とするのは不合理である。

(イ) 原判決は、紙類を杉本個人から購入したとするのを不自然であるというが、個人から購入しても政務調査のための紙類である。

(ウ) 人件費は低額であり、後援会と按分するのは不当である。

チ 谷羊一議員（谷議員）

(ア) 谷議員の自宅に後援会や「自民党東牟婁郡第一支部」は併設されていない。

(イ) 人件費は低額であり、他団体と按分するのは不当である。

ツ 玉置公良議員（玉置議員）

(ア) 「高野熊野世界遺産連絡会」は政治団体ではない。成田朋子とは別の人間が事務局長をしている。

(イ) 玉置議員は毎年1月に年賀葉書を用いて政務調査報告書等を送付して

おり、年賀葉書を用いているから事務経費として認められないとするのは不当である。

(ウ) 玉置議員は自己の判断で必要なものを購入しており、購入品名が明らかでないからといって、議員が行う調査研究にかかるものではないとはいえない。

テ 富安民浩議員（富安議員）

富安議員は携帯電話やデジタルカメラを専ら政務調査に使用していた。

ト 中村裕一議員（中村議員）

(ア) 暑中見舞用葉書であるという理由で政務調査費としての支出が許されないとするのは、形式的な判断である。

(イ) a 平成15年～平成18年における「中村ゆう一後援会」の収支は0円であり、活動実績はない。

b 「裕和会」の平成15年の年間支出額は約44万円であるが、本件の対象期間である5月以降に限ると、支出はほとんどない。

平成16年～平成18年は、年間支出額は0円～23万円程度にすぎない。

c 「裕政会」のみは、相応の活動実体があるが、「裕政会」の活動として支出した分は、当該政治団体から支出しているし、裕政会の運営は、支援者によるボランティアで賄われており、人件費が発生することはない。

ナ 長坂隆司議員（長坂議員）

(ア) 長坂議員においては、後援会活動については、2つも政治団体があると、収支報告等紛らわしいので、資金管理団体でもあり、後援会の1つでもある「長坂政策研究会」の後援会活動に一括させた。「長坂隆司後援会」については、平成15年～平成18年における収支は0であり、按分の対象とならない。

(イ) 長坂政策研究会は、独自の収支を有している。

「リビングタカマツ」も、通信費、消耗品費、地代家賃等を独自に支出している。

## ニ 野見山海議員（野見山議員）

(ア) 原判決は、森本好浩の雇用契約書記載の勤務場所が、政務調査用の事務所であった野見山議員の自宅でも、森本好浩の自宅でもないことを理由として、森本好浩に対する人件費を政務調査費として支出することは一切許されないとしている。しかし、これは、「あつみ会」、「後援会」が、野見山議員の自宅に移転する前の所在地を形式的に記載したことによるものである。

(イ) 原判決は、野見山議員の妻である野見山候子に関しては、雇用契約書に勤務時間を「一日中」と記載され、政務調査用事務所の被用者との関係を問う市民オンブズマンからの質問に関し、野見山議員が「家族でない第三者」を選択したことを理由に、野見山候子に対する人件費を政務調査費として支出することは一切許されないとした。しかし、野見山候子は野見山議員の妻であり、他人との契約のように労働時間を厳密に考えなかったことから、雇用契約書の記載が上記のようになったものである。また、市民オンブズマンへの回答は、正確なものではなかったかもしれないが、妻を使用人としている点についてあまり前面に出すべきではないのではないかと思っただけのものであり、そのような回答をもって、野見山候子に対する一切の人件費の支出を違法と断じるのは不当である。

## ヌ 花田健吉議員（花田議員）

(ア) 「新社会システム創世会」及び「花田健吉後援会」は、特に訴訟対象となっている平成15年分～平成18年分は、一切の収支は存在しない。

(イ) 「九十九会」は、平成15年分の収支に16万円を計上しているが、これは本件訴訟の対象外の平成15年2月2日に行われた釣り大会に関

する支出である。平成16年分～平成18年分は収支は0である。

- (ウ) 「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」については、その設立は平成17年11月11日であり、それ以前の活動実体はない。

平成17年は若干の活動実体はあるが、同支部の経費として、人件費80万円、組織活動費として40万8326円を、政務調査費とは別に、政治活動費として選管に報告している。

ネ 平越孝哉議員（平越議員）

- (ア) 「平越タカヤ後援会」は、訴訟対象となっている平成15年分～平成18年の期間中は、収支は存在しない（従前活動したときの繰越金が若干存するのみである。）。

- (イ) 「平政会」も、上記期間中、活動実績はない。

ノ 藤山将材議員（藤山議員）

- (ア) 原判決は、藤山議員の政務調査用事務所は、平成17年1月以降は、政務調査費から事務所費の50%を支出していた届出のない政治団体が併設されていた旨認定する。

藤山議員は、政務調査用事務所は、自宅である和歌山県海南市野上中330番地に置いていたが、その後和歌山市関戸4丁目3-12、海南市名高536-13-11センタープラザ307号室と変更した。一方、後援会事務所は一貫して海南市野上中330番地の自宅に置いており、それ以外に政治団体を有したことはない。

原判決は、上記認定をした理由として、和歌山県監査委員の監査において、平成17年7月以降、自宅とは別の場所（海南市名高）のビルの一室に政務調査用事務所があり、政治団体と併用されていると記載されている（甲A3）ことを引用する。しかし、当該記載自体が全く誤りであり、後援会事務所は自宅に置かれている。

原判決は、藤山議員が、政務調査費からは事務所費等を50%しか充

当しないなどの会計処理をしたことから上記のような認定に至ったのか  
もしれないが、藤山議員は、政務調査用事務所に別の政治団体が置かれ  
ているからでなく、単に、できるだけ控えめな会計処理をしているにす  
ぎない。

原判決は「届出のない政治団体」などといった認定をするが、そもそ  
も政治団体を組織した時には設立の届出が必要であり、安易にこのよう  
な認定がされるべきではない。

平成15年～18年の「藤山まさき後援会」の収支は0円である。

(イ) 原判決は、事務用品代のうち、支払先が多様な商品を扱う店である場  
合、たとえ領収証が存在しても、議員が行う調査研究にかかる事務遂行  
に要する経費とは認められないと判示する。しかし、電気関係の事務用  
品や文房具、備品等を広く扱っている店舗の発行する領収証を一律に排  
除するのは不当である。

#### ハ 前川勝久議員（前川議員）

(ア) a 原判決は、すべての期間において、「自由民主党和歌山県西牟婁郡  
第三支部」との按分が必要と判断しているが、同支部が設立される平  
成17年4月15日以前は按分する根拠がない。

また、設立以降も、実質的な活動がないことは、その資金の動きか  
ら明らかである。

b 原判決は、選挙の準備のために5か月は必要であるとして、平成1  
7年10月以降は、選挙準備目的も加えて按分する必要があると認定  
する。しかし、5か月という期間には何の根拠もなく、前川議員が選  
挙事務所を設置した平成18年2月中旬から選挙準備活動を開始した  
と解するのが相当である。

(イ) 前川議員は、政務調査費の総額から考え、平成15年度（4月分を除  
く。）及び平成17年度の電気代を計上しなかったが、事務所の電気代

は当然支出していたのであり、平成16年度で支出した2万1624円と同額程度の支出は認められるべきである。

ヒ 前芝雅嗣議員（前芝議員）

(ア) 「自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部」は、平成15年から平成18年までの収支は、6万円から約20万円の収入はあるものの、いずれも支出は0であり、実質的活動は行われていない。

(イ) 後援会としても、平成16年、平成17年の支出は0であり活動は行われていない。

本件の対象期間と一部重なる平成15年は、後援会から人件費として66万円、備品・消耗品費として17万8031円を支出し、平成18年は後援会から、人件費として19万8000円、備品・消耗品費として1万9313円を支出している。このような実体を無視した形式的按分はされるべきではない。

フ 町田亘議員（町田議員）

(ア) 町田議員は、事務費については、自らその出捐額の40%は政務調査費用としないという決まりを作ってきた。これは、県議会議長としての自負から敢えて高いハードルを設け、自らを律してきたのである。その合理的な配慮を全く無視した原判決は不合理である。

(イ) 町田議員は、後援会と「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」において一定の支出をしており、原審の形式的按分は不当である。

ヘ 向井嘉久藏議員（向井議員）

(ア) 後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」は、政務調査用事務所とは別個に設置されていた。単に政務調査用事務所の隣の倉庫に、同じ政党の国会議員の看板や向井議員の個人の看板、支部の名前が記載されている看板が架かっていたからといって、政務調査用事務所において後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動を行っていたことにはな

らない。

(イ) 携帯電話料金、ガソリン代についての按分が不当であることについて

a 向井議員は、平成15年、平成19年にそれぞれ実施された選挙において、無投票で再選を果たしており、後援会も「自由民主党橋本市連絡協議会」も活動はほぼ存在しなかった。「向井米穀店」は別に店舗が存在し、通常の対応は当然店舗の固定電話を使用しているのであって、携帯電話を使用することはほとんどない。

b ガソリン代は、政務調査で使用していた車両1台分である。

他の目的用にはスクーター2台、軽四貨物自動車1台を有していた。

(ウ) 向井議員は、車両整備費として、平成17年1月31日に車検代6万3000円を、同年3月21日タイヤ交換代金として6万5900円を支出している。

(エ) 原判決は、東和秀の雇用契約書上の勤務場所が、政務調査用事務所の場所と異なる和歌山県橋本市東家4-6-8となっていたことから、同人の賃金に政務調査費を支出することは許されないと判示する。

向井議員は、平成7年から東和秀を雇用しており、当時は上記橋本市東家4-6-8で政務調査活動を行っていた。平成15年当時の政務調査用事務所（橋本市東家6-6-19）の賃貸借契約の始期は平成7年10月1日である。平成13年4月1日の雇用契約書作成の際に従前の住所を引き継いでしまっただけのものであり、東和秀は、橋本市東家6-6-19の政務調査用事務所において政務調査の補助を行っていた。

仮に勤務場所が異なっても、政務調査の補助は行えるものである。

ホ 山下大輔議員

山下大輔議員は、本来であれば政務調査費から充当できる事務所費及び人件費があるにもかかわらず、これを充当することなく後援会がすべて負担することにしたので、事務費については政務調査費から全額支出するこ

とにしたのであり、何ら同議員に不当利得はない。

マ 山田正彦議員（山田議員）

原判決は、山田議員の平成17年度分事務機器リース代を政務調査費として支出が許容される費目に挙げ、合計11万9700円が認定されているにもかかわらず、按分計算の基礎から脱落している。

ミ 吉井和視議員（吉井議員）

ア a 吉井議員は、後援会事務所及び政党支部を政務調査用事務所と別の場所（自宅と同じ敷地内にある両親宅）に設置している。

原判決は、政務調査用事務所のゼンリン地図上の表記が「自民党有田郡第一支部」及び「吉井かずみ（事）」となっていることを両者が同一場所にある理由とし、吉井議員の両親宅の建物はゼンリン地図上「吉井コンクリート産業（株）」「吉井組」と記載され、「吉井産業コンクリート株式会社」の看板が設置される一方で、政治活動等に関する看板やポスター等がないことを、控訴人の上記主張を否定する根拠とした。しかし、ゼンリンの地図上の表記は、必ずしも実態と一致するものではない。

政務調査用事務所の壁面に、自由民主党の国会議員のポスターが貼られ、政治活動に関する看板が設置されていたとしても、同一敷地の別の場所に事務所を設置している以上、政務調査用事務所で政党活動が行われていたという証拠にはならない。

敷地入口付近のブロック塀沿いに、自由民主党吉備町支部の看板、政治活動に関する看板、「吉井かずみ後援会事務所」の看板が設置され、自由民主党の国会議員のポスターが貼られていることは、政務調査用事務所と後援会事務所及び政党支部が同じ敷地内にあることからすれば、不自然ではない。

原判決のように実態を無視し、客観的に文字化されている事実を重

視するのであれば、どこにも「新和政策調査会」の文字はない以上、同団体を按分の対象に加えるべきでない。

b 原判決は、後援会活動について、単に団体を便宜上2つに分けただけで、1つしか後援会をもたない議員の2倍も後援会活動を行っていたとして、按分割合を定めている。原判決は、後援会という目的が1つであることを完全に無視し、外形的に団体の個数で按分割合を定めており、不当である。

(イ) 吉井議員がパソコン関連機器代を支出した先である「夢見株式会社」がコンピューター関連機器を扱っていることは明らかであり、支出は当然認められるべきである。

△ 和田正人議員（和田議員）

(ア) 原判決は、平成15年8月から平成17年8月末までの間、和田議員が和田長治から賃料月額6万円で和田議員の自宅前建物2軒分を賃借していたとの控訴人の主張について、家賃領収証に政務調査用事務所を設置していた建物の資料であることを示す記載がないこと、賃料の受領者が和田長治ではないこと、賃料支払日がいずれも平成17年8月14日であることから信用できないとしている。

しかし、家賃領収証に政務調査用事務所を設置していたとの記載がなければ政務調査用事務所ではないというのは短絡的にすぎるし、家賃を一括払いしていたとしても特に不自然でもない。賃料の受領者は和田長治ではないが、これは、実際に家賃を受け取った者が受領印を押したからにすぎない。

(イ) 原判決は、携帯電話以外の事務費について、裏付けがなく金額があいまいであるから信用できないと判示する。

しかし、和田議員は政務調査用事務所に固定電話を引いているのであって、領収証がないから支出を認めないというのは社会通念に反する。

パソコン通信については、パソコンが存在すればインターネット接続をし、その分の通信費がかかるのも当然である。

プリンターについては、実際にプリンターが存在し、市場価格が2万9800円であるから、裏付けは十分である。

シール作成機も存在し、支払先である「株式会社サンコー」は、事務情報管理機器や関連付属品販売及びメンテナンスを担っている会社であり、裏付けは十分である。

(ウ) 原判決は、人件費について、平成15年8月以降は他のものが併設された事務所で雇用されていたから、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であると判断する。

しかし、平成15年8月以降になると、それまで専任で政務調査活動の補助業務を行っていた被雇用者が、他の目的の業務を開始することになる理由は不明である。

#### 4 当審における当審控訴人補助参加人ら及び控訴人補助参加人らの補充主張

##### (1) 江上柳助議員（江上議員）

ア 「柳栄会」及び「江上柳助後援会」は平成16年度、平成17年度とも収支は0であり、活動実体はなかった。

イ 原判決は、事務用品・備品購入費のうち、平成17年2月6日の100円均一商品代100円、同年10月14日の「ケイ・エー商会」に対する3万円（手数料を含む。）は、支払先が多様な商品を扱う店であることから、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないと判示する。

しかし、丙Cキ124、140の100円均一商品は、CDラジカセ及び電池2個と一緒に購入されたものであるから、例えばその付属品であるイヤホンなどであると推測されるし、「ケイ・エー商会」に対する3万円は、エプソンのプリンターである。

(2) 補助参加人角田

ア 「つのだ秀樹後援会」の平成16年度、平成17年度とも収支は0であり、活動実体はなかった。

また、上記期間における「つのだ秀樹後援会」の会計責任者は補助参加人角田の妻である角田妙子であり、事務担当者は補助参加人角田であったのに対し、「公明党和歌山第一総支部」の会計責任者は、当時公明党所属の和歌山市議会議員であった多田純一であり、事務担当者は、当時公明党和歌山県本部の事務長であった日方茂であった。このことからみても、「公明党和歌山第一総支部」の活動が、補助参加人角田の自宅でなく、公明党和歌山県本部で行われたことは明らかである。

イ(ア) 原判決は、平成17年8月1日の2735円分及び同年12月29日の2360円分のポイントを利用した支払は、割引と同じであるから政務調査費を支出することは許されないと判示する。

しかし、議員が個人で貯めたポイントを、政務調査活動に用いる商品の支払に使用することは、議員個人の負担でされたものと評価しうる。まして、当該ポイントは、補助参加人角田の二男である角田義彦があらかじめ貯めたポイントであり、角田議員は二男に1万7000円を支払っているから、その全額が政務調査費として充当されるべきである。

イ(イ) 原判決は、電池代522円にかかる丙Cナ36の領収証、切手代8000円にかかる丙Cナ17の領収証は印字が薄く判読できないと判示する。しかし、原審で提出された写しでは判読困難であるが、これらの原本は当事者及び裁判官が直接確認している。

(3) 補助参加人新田

ア(ア) 平成16年度の「和積会」の収入、支出は各30万3743円である。

収入のうち、前年繰越分の14万7743円は、前年の和歌山県議会選挙の際、公明党から交付を受けた献金の残金である。また、当年分1



5万6000円は、「和積会」の新年会を開いた際、参加者から会費を徴収して料理屋に支払った飲食代である。

(イ) 平成17年度の「和積会」の収入、支出は各12万円である（収入は当年収入のみ。）。

これも、「和積会」の新年会を開いた際、参加者から会費を徴収して料理屋に支払った飲食代である。

イ 原判決は、平成18年3月6日のノートパソコン代19万3880円について、補助参加人新田が平成17年11月2日にノートパソコンを購入した4か月後に購入されたものであり、平成7年ころに購入したデスクトップ型のパソコンが寿命を迎えたとしても、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないと判示する。

しかし、同じノートパソコンであっても、持ち歩き用のものとは別に、自宅常設用のものが必要であったものである。

#### (4) 補助参加人森

ア 原判決は、平成16年7月5日の「徳美堂印舗」に対する1万6700円（丙Cヤ31）は、後援会の平成16年度収支報告書（甲Cヤ6）によれば、同年度の政治活動費のうち、宣伝事業費（印刷費）中の文書印刷費として支出されたもので、政務調査費を支出することは許されないと判示する。

しかし、丙Cヤ31は補助参加人森の政務調査用事務所の角印（つげ材）の代金であり、後者は後援会事務所の角印（つげ材）の代金である（これが印刷費として記載されているのは、支払先が「徳美堂印刷」という名称だったためである）。たまたま同時期に、同一人に対し、同じような品物を発注したため、金額、日付、支払先が同一の2つの支出が生じたにすぎない。

イ 原判決は、平成16年6月1日、稲岡義一に対し賃金として6400円

を支払ったとの補助参加人森の主張について、同年5月分及び6月分の賃金が別途支払われていたから採用できないと判示する。

しかし、同年6月1日に6400円の賃金を支払ったのは、同年5月分の給与の支払が月末でなく、同月21日になったことから、同月22日から同月31日まで賃金の支払を行えなかったため、その分に当たる6400円を同年6月1日に支払っただけのことである。

#### 5 当審における被控訴人らの補充・追加主張

(1) 原判決が、政務調査用事務所に、他の目的の事務所が併設されているときに、事務費、人件費等のうち按分した額のみで政務調査費を支出できる旨判示している点について

ア 議員の活動には多面性があり、議会活動のほか、政党活動、選挙活動（後援会活動）などがある。そうすると、ある支出が調査研究のためでもあるし、他の目的でもあるという場合は、その全額に政務調査費を支出すべきではない。

しかしながら、議員の活動実態を明らかにするためには正確な活動記録を残さなければならず、また、そのような活動に基づいて県の監査委員を含めた執行機関に説明しなければならないとすると、議員活動の全貌が執行機関に知られることになりかねず、その結果、議員活動に対する執行機関からの干渉を招きかねない危険がある。

そうすると、一般に、議員活動は多面性を有しておりその活動実態を容易に明らかにすることは著しく困難又は不可能であるから、ある支出が調査研究のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合は、その全額に政務調査費を支出すべきではないから、社会通念上相当な割合によって按分した額に政務調査費を支出できるものというべきである。

イ 控訴人、当審控訴人補助参加人ら及び控訴人補助参加人らは、後援会や政治団体等の収支が0や少額であることを理由に、これらの団体に実体が

ないと主張する。しかし、収支報告書記載の収支が0円であるからといって、実体がないということにはならない（もし実体がないのであれば届出をする必要もない）。収支が少額であるとすれば、政務調査費で賄われた可能性もあるということである。

他方、控訴人は、例えば大沢議員について、「広友会」、「自由民主党紀伊田辺支部」、「自由民主党田辺市第一支部」はそれぞれ相応の収入・支出があり、相応の活動をしているから、按分の対象とすべきではないとしているところ、相応の活動をしていても、政務調査費からの支出がされることはありうる。そして、控訴人は、一方で後援会や政治団体等の収支が0または少額であるときは按分の対象とすべきでないとして、収支を按分の可否の基準とするかのように主張しておきながら、相応の収入・支出があっても按分の対象とすべきでないとしており、一貫性を欠き便宜主義というよりほかない。

- (2) 控訴人の、政務調査費収支報告書に記載した支出以外に政務調査費の支出が許される経費がある場合は不当利得とはならないとの主張について（補充主張）

控訴人は、使途基準に反した支出があっても、訴訟において、他の使途基準に合致する支出があることが明らかになった場合、使途の変更が認められ、当該支出は違法ではないと主張する。しかし、使途基準に反する支出はあくまで違法な支出であり、それが使途の変更というかたちで後に適法になるということであれば、使途基準が設けられたことや、収支報告書の提出義務があることの意義・趣旨が損なわれることになるし、そもそも違法支出が適法となる法理上の根拠がない。

- (3) 各議員についての問題点（補充主張）

ア 浅井議員

控訴人は、原判決が、浅井議員が株式会社浅井に対して支払った政務調

査用事務所の賃料を浅井議員個人の利益になっていると認定したのを不当であるとするが、原判決は、株式会社浅井と、浅井議員個人が別個の法人格であることを前提に、株式会社浅井の役員が浅井議員のほかは同議員の妻、子、母であることから、実質的には浅井議員の利益となっていると判断したのであり、ごく常識的なものである。

#### イ 東議員

原判決は、政務調査用事務所の事務用品・備品購入費について按分していないし、光熱水費も按分の対象にしていないので、控訴人が何を主張したいのか不明である。

#### ウ 飯田議員

「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」の設立が平成16年12月24日であるかどうかは知らない。

#### エ 井出議員

(ア) 控訴人は、ガソリン代（事務所費）について裏付けがあるとして、各団体の合計額が平成15年21万3168円（乙Bエ1）、平成16年67万0544円（乙Bエ2）、平成17年53万6680円である（乙Bエ3）と主張する。

(イ) しかし、領収証の宛名が「ショウジ エミ」になっているものがあり、これがいかなる人物か不明である。

また、井出議員は、例えば、平成17年3月6日には、9時42分から15時22分間にガソリンを12回も購入している。政務調査用事務所からガソリンスタンドまで約38分かかるところ、果たしてこれが政務調査用事務所や併設されている団体の自動車にかかるものか疑問である。仮に政務調査用自動車のガソリン代が含まれているとしても、割合的にはかなり低いと思われる（自動車が12台あるとすれば、12分の1）。

オ 小川議員

控訴人が、小川議員が、平成15年4月から平成16年3月まで塩谷薫を雇用していたと主張し、平成16年1月から3月分までの書証として提出する乙Dク2～4には、正確性の担保がない。

また、雇用契約書（乙Dク1）は、雇用主欄や年月日の記載がなく、雇用期間は「1年間」とするだけであり、平成15年4月から平成16年3月の雇用を裏付けるとはいえない。

カ 大沢議員

控訴人は、大沢敏江が大沢議員から受領すべき給与を、そのまま大沢議員の政治活動の資金として供与していたというのが実体であると主張する。

しかし、大沢敏江は夫である大沢議員と同視できる存在である上、その報告書（乙Dケ1）をみても、その都度給与の支払を受けていたわけではないことを認めており、雇用関係とはいえない。

キ 木下議員

(ア) 控訴人は、原判決が、平成17年1月7日の郵便料金を選挙活動費用であると認定したのを、不当であるとし、木下議員は、毎年1月に政務調査の報告を県民に行っていたと主張する。しかし、それを裏付ける証拠はない。

(イ) 控訴人は、原判決が、木下議員において、平成19年1月20日に事務所を整理した際領収書等を焼却したとする点について、裏付けがないから信用できないとした点を非難する。しかし、政務調査費の交付を受けた議員は、証拠書類等を整理保管し、当該政務調査費の収支報告書の提出期日の末日の翌日から起算して3年を経過するまで保存しなければならない（和歌山県政務調査費の交付に関する規程〔本件規程〕7条）のであって、そもそも木下議員は、同日の時点で領収書等を焼却してはならないのである。

ク 阪部議員

政務調査費の証拠書類が焼失したことの証拠は提出されていない。

ケ 玉置議員

(ア) 控訴人は、原判決が「高野熊野世界遺産連絡会」を政治団体と認定したことを非難するが、重要なことは、「和歌山市南汀丁18番地所在の和歌山東急イン1階」に政務調査用事務所があったとして（被控訴人らは、その事実自体疑わしいと考えている。）、これに他の目的を有する事務所が併設されていたか否かである。

(イ) 控訴人は、玉置議員が毎年1月に年賀葉書を用いて政務調査報告書等を送付していると主張するが、その裏付けはない。なお、和歌山県政務調査費用運用の手引き（乙A3）は、充当が不適當な経費の参考事例として、「年賀状」を挙げている。

(ウ) 控訴人は、購入品名が明らかでないからといって、議員が行う調査研究にかかるものではないとはいえないと主張するが、政務調査のための購入であったことを推認させる証拠は存在しない。

コ 藤山議員

(ア) 控訴人は、藤山議員について、和歌山県監査委員の監査において、平成17年7月以降、自宅とは別の場所（海南市名高）のビルの一室に政務調査用事務所があり、政治団体と併用されていると記載されている（甲A3）のが全く誤りであると主張するが、このような事項について監査委員が誤るとは考えにくい。

(イ) 控訴人は、原判決は、事務用品代のうち、支払先が多様な商品を扱う店である場合、たとえ領収証が存在しても、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないとしていると非難するが、購入物品が明らかでない以上、政務調査費とはいえない。

サ 前川議員

(ア) 「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の設立が平成17年4月15日であるか否かは知らない。

(イ) 控訴人は、前川議員は選挙事務所を設置した平成18年2月中旬から選挙準備活動を開始したから、選挙の準備のために5か月は必要であるとして、平成17年10月以降は、選挙準備目的も加えて按分する必要があると認定した原判決は不当であると主張する。しかし、前川議員が立候補したのは、和歌山県白浜町長選挙という首長選挙であるところ、投票日は平成18年3月26日であり、同年2月中旬に準備を開始したなどということとはあり得ないというべきで、原判決認定の5か月という期間も短すぎるくらいである。

#### シ 向井議員

(ア) 控訴人は、政務調査用事務所の隣の倉庫に、同じ政党の国会議員の看板や向井議員の個人の看板、支部の名前が記載されている看板が架かっていたからといって、政務調査用事務所において後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動を行っていたことにはならないと主張するが、原判決の認定は、客観的事実に基づく相当なものである。

(イ) 控訴人は、向井議員が、車両整備費として、平成17年1月31日に車検代6万3000円を、同年3月21日タイヤ交換代金として6万5900円を支出していると主張する。しかし、乙Cモ33の1・2を見ても、車検代やタイヤ交換代金であるのか否か、どの自動車にかかるものなのか不明である。

(ウ) 原判決は、東和秀の雇用契約書上の勤務場所が、政務調査用事務所の場所と異なる橋本市東家4-6-8であり、政務調査用の事務所である橋本市東家6-6-19と異なるが、平成13年4月1日の雇用契約書作成の際に従前の住所を引き継いでしまっただけのものであると主張する。しかし、雇用契約締結時は、政務調査用事務所の賃貸借契約は既に

締結されており（平成7年10月1日），それにもかかわらず，雇用契約書上の勤務場所と政務調査用事務所の場所が異なるのは，東和秀が政務調査に従事していなかったことを意味する。

また，控訴人は，仮に勤務場所が異なっても，政務調査の補助は行えると主張するが，実際に行っていたことを推認させる証拠はない。

ス 山田議員

原判決について，按分計算の基礎から脱落している費目があるとみられることは争わない。

セ 和田議員

(ア) 控訴人は，家賃領収証に政務調査用事務所を設置していたとの記載がなければ政務調査用事務所ではないというのは短絡的にすぎるし，家賃を一括払いしていたとしても特に不自然でもなく，賃料の受領者は和田長治ではないが，これは，実際に家賃を受け取った者が受領印を押したからにすぎないとして，原判決が平成15年8月から平成17年8月末までの間，和田議員が和田長治から和田議員の自宅前建物2軒分を賃借していたことを認めなかった原判決を非難する。

しかし，控訴人が反駁の対象とする各事実は，賃貸借契約の存在を疑わせるに十分なものである。

(イ) 控訴人は，携帯電話以外の事務費について，裏付けがなく金額があいまいであるから信用できないとした原判決を非難するが，領収証等の支払を裏付ける事実がなければ信用できないのは当然のことである。

プリンターが実際に存在するとしても，それが平成16年度に購入されたものかどうかは分からない。

シール作成機の領収書（乙Cル3）をみても，何に対する領収証なのかも明らかでなく，日付も記載されていない。

(ウ) 控訴人は，原判決が，人件費について，平成15年8月以降は他のも

のが併設された事務所で雇用されていたから、その2分の1を超えて政務調査費を政務調査費を支出した部分は違法であると判断したことを非難する。

しかし、この時期は政務調査用事務所は自宅に設置されており、被雇用者が政務調査とは関係のない業務にも従事するであろうことは容易に推認できる。むしろ、議員の活動の多様性に鑑みれば、政務調査とは関係のない議員としての活動も行われたものと考えられ、按分としては3分の1が相当である。

#### ソ 補助参加人新田

補助参加人新田は、平成17年11月2日にノートパソコンを購入した4か月後の平成18年3月6日に19万3880円のノートパソコンを購入したことについて、持ち歩き用のものとは別に、自宅常設用のものが必要であったと主張するが、その理由は明らかでない。

#### (4) 阪部議員の死亡に伴う請求原因の変更（追加主張）

阪部議員は平成24年9月3日死亡した。

その相続人は、別紙「被相続人阪部菊雄相続人関係図」記載のとおりである。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、被控訴人らの請求は、主文記載の者らに、同所記載の各金員の支払を請求するよう求める限度（原判決と比較して額の変更を伴うのは浅井、井出、宇治田、大沢、阪部〔死亡に伴うもので実質的な変更ではない。〕、玉置、中村、長坂、花田、前川、前芝、向井、山田の各議員、補助参加人角田、同森。）で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、次の(1)以下のように原判決を補正し、後記2の「当審における控訴人の補充主張に対する判断」、後記3の「当審における当審控訴人補助参加人ら及び控訴人補助参加人らの補充主張に対する判

断」，後記4の「当審における被控訴人らの補充・追加主張に対する判断」を付加するほかは，原判決の「事実及び理由」の第3の1～5の説示と同一であるから，これを引用する。

- (1) 29頁15行目末尾に「ただし，「自由民主党和歌山県有田市第一支部」の届出があったのは，平成17年10月5日である（乙Eア6）。」を加える。
- (2) 31頁1行目の「その4分の1」を，「平成17年9月まではその3分の1，「自由民主党和歌山県有田市第一支部」の届出がされた同年10月以降はその4分の1」に改める。
- (3) 31頁10行目の「その5分の1」を，「平成17年9月まではその4分の1，同年10月以降はその5分の1」に改める。
- (4) 31頁25行目の「4分の1」を，「平成17年9月までは3分の1」に改める。
- (5) 31頁26行目の「1603円」から32頁1行目の「1/4）」までを，「2137円（≒ [7610円－1200円] / 3）」に改める。
- (6) 32頁10行目の「支払った」の次に，「。なお①につき平成17年4月分ないし同年9月分は2万5538円，同年10月分ないし平成18年3月分は2万4953円であり，②につき平成17年4月分ないし同年9月分は4万0039円，同年10月分ないし平成18年3月分は4万4762円であり，平成17年4月分ないし同年9月分の政務調査用事務所の固定電話使用料の合計額は6万5577円であり，同年10月分から平成18年3月分の固定電話使用料の合計額は6万9715円である。」を加える。
- (7) 32頁11行目～15行目を，次のように改める。

「そして，上記(ア)の按分割合（平成17年9月までは3分の1，同年10月以降は4分の1）のとおり，浅井議員が，上記固定電話使用料につき，平成16年度に4万5853円（≒13万7560円×1/3），平成17年4

月から同年9月までに2万1859円（＝6万5577円×1/3），同年10月から平成18年3月までに1万7429円（＝6万9715円×1/4。平成17年度の許容額合計3万9288円）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

- (8) 34頁8行目～9行目の「支払った」の次に「。なお平成17年4月分ないし同年9月分は5万7939円，同年10月分ないし平成18年3月分は5万8851円である。」を加える。

- (9) 34頁10行目～13行目までを次のように改める。

「そして，上記(ア)の按分割合（平成17年9月までは4分の1，同年10月以降は5分の1）のとおり，浅井議員が，上記携帯電話使用料につき，平成16年度に2万8863円（＝11万5452円×1/4），平成17年4月から同年9月までに1万4485円（＝5万7939円×1/4），同年10月から平成18年3月までに1万1770円（＝5万8851円×1/5。平成17年度の許容額2万6255円）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

- (10) 34頁18行目，23行目の「その4分の1」を，それぞれ，「平成17年9月まではその3分の1，同年10月以降はその4分の1」に改める。

- (11) 35頁5行目～9行目までを次のように改める。

「そして，上記(ア)の按分割合（平成17年9月までは3分の1，同年10月以降は4分の1）のとおり，浅井議員が，浅井愛子の人件費につき，平成15年度（同年4月を除く。）に29万3333円（＝8万円×11か月×1/3），平成16年度に32万円（＝8万円×12か月×1/3），平成17年4月から同年9月までに16万円（＝8万円×6か月×1/3），同年10月から平成18年3月までに12万円（＝8万円×6か月×1/4。平成17年度の許容額28万円）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(12) 35頁15行目～20行目までを次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年9月までは3分の1，同年10月以降は4分の1）のとおり，浅井議員が，浅井三枝子の人件費につき，平成15年度（同年4月を除く。）に29万3333円（ $= [3万円 \times 11か月 + 60万円 \times 11か月 / 12か月] \times 1 / 3$ ），平成16年度に32万円（ $= [3万円 \times 12か月 + 60万円] \times 1 / 3$ ），平成17年4月から同年9月までに16万円（ $= [3万円 \times 6か月 + 60万円 \times 6か月 / 12か月] \times 1 / 3$ ），同年10月から平成18年3月までに12万円（ $= [3万円 \times 6か月 + 60万円 \times 6か月 / 12か月] \times 1 / 4$ 。平成17年度の許容額28万円）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(13) 35頁25行目～36頁16行目を，次のように改める。

「(イ) 浅井議員は，事務費として，平成16年度に17万9846円，平成17年度に5万6518円の政務調査費を支出した（別紙1〔原判決別紙1を指す。以下同じ。〕）。そのうち，平成16年度に支出許容額合計10万7653円（ $= 2137円 + 4万5853円 + 3万0800円 + 2万8863円$ ）を超える7万2193円を支出した部分は違法であるが，平成17年度については支出額合計9万4309円（ $= 3万9288円 + 2万8766円 + 2万6255円$ ）を超える違法支出はない。

(ウ) 浅井議員は，人件費として，平成15年度（同年4月を除く。）に121万円，平成16年度及び平成17年度に各132万円の政務調査費を支出したところ（別紙1），そのうち，平成15年度（同年4月を除く。）に支出許容額合計58万6666円（ $= 29万3333円 + 29万3333円$ ）を超える62万3334円，平成16年度に支出許容額合計64万円（32万円+32万円）を超える68万円，平成17年度に支出許容額合計56万円（28万円+28万円）を超える76万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、控訴人は、浅井議員に対し、平成15年度（同年4月を除く。）分合計95万3334円（＝33万円＋62万3334円）、平成16年度分合計111万2193円（＝36万円＋7万2193円＋68万円）及び平成17年度分合計112万円（36万円＋76万円）の総合計318万5527円の不当利得の返還を請求するべきである。」

(14) 43頁26行目の「支出した（甲ウ3）」を「支出し（甲ウ3）、平成17年に「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」の備品・消耗品費として5万0400円を支払った（乙エウ7）を加える。」

(15) 44頁1行目の「後援会」の次に「及び「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」」を加える。

(16) 47頁12行目～21行目を次のように改める。

「(ア) 事務所費の按分等について

ガソリン代については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用され、また、自動車の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、上記各団体の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その8分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務所費の支出等について

乙Bエ2、3によれば、上記各団体のガソリン代合計額として、平成16年67万0544円、平成17年53万6680円が支出されたことが認められるところ、井出議員は、平成16年度の政務調査費（事務所費）としてガソリン代を24万1880円、平成17年分を29万9173円支出したとする（乙Eエ1）。

そして、上記(ア)の按分割合（8分の1）のとおり、井出議員が、ガソリン代につき、平成16年度に8万3818円（＝67万0544円×

1/8), 平成17年度に6万7085円(=53万6680円×1/8)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(17) 47頁24行目～48頁1行目を次のように改める。

「井出議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたところ、井出議員は、「自由民主党紀北支部」の「人件費」として、平成15年に59万円、平成16年に60万円、平成17年に76万円を、「井出益弘後援会」の「人件費」として、平成15年に173万6000円、平成16年に132万円、平成17年に132万円を、それぞれ支出した(乙Eエ3ないし8)。

したがって、後述する人件費(年度別総合計額)に、上記「自由民主党紀北支部」及び「井出益弘後援会」の「人件費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その7分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。」

(18) 49頁16行目～22行目, 50頁20行目～24行目, 51頁13行目～16行目, 52頁4行目～7行目を削る。

(19) 52頁7行目の次に以下のように加える。

e 竹本佳代

乙Dエ60, 61, 69によれば、井出議員が、竹本佳代に、給与として、平成15年4月に10万円、平成15年度(同年4月を除く。)に141万円(なお、乙Dエ69には、平成15年8月分について13万円と記載されているが、乙Dエ60に従い12万5000円と認める。)を、平成16年度に52万8000円(なお、乙Dエ61には、平成16年12月に1万2000円を支払った旨の記載があるが、乙Dエ69に裏付けがなく、採用しない。)を支払ったことが認められる。

f 小松利恵

乙Dエ60, 66によれば、井出議員が、小松利恵に、人件費として、

平成15年5月に同年4月分10万3000円を支払ったことが認められる。

g 鈴木淳美

乙Dエ60, 67によれば, 井出議員が, 鈴木淳美に, 人件費として, 平成17年度に1万円を払ったことが認められる。」

(20) 52頁8行目～14行目を次のように改める。

「h その他の主張について

井出議員は, 平成17年度には濱崎淑子も雇用していたと供述する(乙Dエ1, Eエ1)。しかし, 同人名義の領収証(乙Dエ68)は, 金額欄が空欄となっており, 直ちに採用できない。」

(21) 52頁23行目の次に改行して, 次のように加える。

「i 按分等について

以上によると, 人件費としては, 平成15年4月分40万3825円(中里笑子20万0825円, 竹本佳代10万円, 小松利恵10万3000円), 平成15年度(同年4月を除く。)230万0075円(中里笑子89万7725円-7650円, 竹本佳代141万円), 平成16年度169万4300円(中里笑子63万6525円, 辻村経子52万9775円, 竹本佳代52万8000円), 平成17年度263万9725円(中里笑子122万8400円, 辻村経子55万7825円, 浜本由賀38万6750円, 西好美45万6750円, 鈴木淳美1万円)が支払われたことになる。

そこで, 上記(ア)の按分割合(各年度につき, 「自由民主党紀北支部」及び「井出益弘後援会」の「人件費」を加えて7分の1)のとおり, 井出議員が, 平成15年4月に8万5380円(≒ [40万3825円+〈59万円+173万6000円〉×1か月/12か月]×1/7), 平成15年度(同年4月を除く。)に63万3177円(≒ [230万

0075円+〈59万円+173万6000円〉×11か月/12か月]×1/7),平成16年度に51万6329円(≒[169万4300円+60万円+132万円]×1/7),平成17年度に67万4246円(≒[263万9725円+76万円+132万円]×1/7)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(22) 52頁25行目～53頁17行目を次のように改める。

「(ア) 井出議員は、事務所費として、平成16年度に24万1880円、平成17年度に29万9173円の政務調査費を支出したところ(別紙1),そのうち、平成16年度に支出許容額8万3818円を超える15万8062円、平成17年度に支出許容額6万7085円を超える23万2088円を支出した部分は違法である。

(イ) 井出議員は、人件費として、平成15年4月に15万円、平成15年度(同年4月を除く。)ないし平成17年度に各160万円の政務調査費を支出したところ(別紙1),そのうち、平成15年4月に支出許容額合計8万5380円を超える6万4620円、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額合計63万3177円を超える96万6823円、平成16年度に支出許容額51万6329円を超える108万3671円、平成17年度に支出許容額67万4246円を超える92万5754円を支出した部分は違法である。

(ウ) よって、控訴人は、井出議員に対し、平成15年4月分6万4620円、平成15年度分(同年4月を除く。)96万6823円、平成16年度分合計124万1733円(=15万8062円+108万3671円)及び平成17年度分合計115万7842円(=23万2088円+92万5754円)の総合計343万1018円の不当利得の返還を請求するべきである。」

(23) 54頁15行目の「支出した」以下を、「支出し(甲オ5の2・3),

「栄和会」の「事務所費」としても、平成16年、平成17年に各7万3500円を支出した（乙Eオ4，6）。」に改める。

(24) 54頁20行目の「/12か月）」の次に、「及び「栄和会」の上記事務所費（平成16年度につき7万3500円，平成17年度につき3万0625円 [=7万3500円×5か月/12か月]）」を加える。

(25) 55頁7行目の「支出した」以下を、「支出し（甲オ5の3），「栄和会」の「事務所費」としても，平成17年に7万3500円を支出した（乙Eオ6）。」に改める。

(26) 55頁10行目の「/12か月）」の次に、「及び「栄和会」の上記事務所費（4万2875円 [=7万3500円×7か月/12か月]）」を加える。

(27) 58頁6行目～16行目を次のように改める。

「上記(ア)の按分割合（平成16年度につき23万3850円及び7万3500円を加えた上で3分の1，平成17年度につき，同年8月以前は9万8083円及び3万0625円を加えた上で3分の1，同年9月以降は13万7317円及び4万2875円を加えた上で4分の1）のとおり，宇治田議員が，上記電気料金，灯油代，ガス代，湯沸器代等，ジュース代，お茶代及び固定電話使用料につき，平成16年度に14万7554円（= [2万4775円+2万6700円+7万0285円-2万3500円+3万7052円+23万3850円+7万3500円] ×1/3），平成17年度に14万4105円（= [1万0622円+1万4066円+9万8083円+3万0625円] ×1/3 + [10万4586円+5万2220円+3万4893円+13万7317円+4万2875円] ×1/4）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(28) 60頁21行目～26行目を，次のように改める。

「なお，宇治田議員は，平成17年に，「自由民主党和歌山県和歌山市第五

支部」の「備品・消耗品費」として62万7320円を、「榮和会」の「備品・消耗品費」として12万0317円を支払った（甲オ5の3，乙Eオ6）。しかし，宇治田議員の政務調査費の支出のうち，事務用品・備品購入費は，下記(エ)のとおり，全額違法な支出であるから，政務調査費の支出許容額の算定において，「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」及び「榮和会」の上記「備品・消耗品費」を考慮することはできない。」

(29) 63頁6行目の「支払った」から7行目までを，「支払い（甲オ5の1ないし3），「榮和会」の「人件費」としても，平成15年に140万1700円，平成16年に71万5300円，平成17年に73万3100円を支出した（乙Eオ2，4，6）。」に改める。

(30) 63頁12行目～13行目の「285万5110円）」の次に，「及び「榮和会」の上記人件費（平成15年4月につき11万6808円〔≒140万1700円×1か月／12か月〕，同年度〔同年4月を除く。〕につき128万4892円〔=140万1700円×11か月／12か月〕，平成16年度につき71万5300円，平成17年度につき73万3100円）」を加える。

(31) 64頁7頁～17行目を，次のように改める。

「そこで，上記(ア)の按分割合（「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」及び「榮和会」の「人件費」を加えて，平成17年8月以前はその3分の1，同年9月以降はその4分の1）のとおり，宇治田議員が，平成15年4月に17万3048円（≒〔9万円+8万円+〈23万2335円+11万6808円〕×1／3），平成15年度（同年4月を除く。）に157万3526円（≒〔88万円+〈255万5685円+128万4892円〕×1／3），平成16年度に150万3107円（≒〔96万円+〈283万4020円+71万5300円〕×1／3），平成17年度に115万9553円（≒〔105万円+285万5110円+73万3100円〕×1

／4) をそれぞれ超えて政務調査費を支出した場合は違法である。」

(32) 64頁22行目～65頁20行目を、次のように改める。

「(ア) 宇治田議員は、事務所費として、平成16年度に22万3000円、平成17年度に21万3000円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に支出許容額合計20万1344円(=14万7554円+5万3790円)を超える2万1656円、平成17年度に支出許容額合計20万1053円(=14万4105円+5万6948円)を超える1万1947円を支出した部分は違法である。

(イ) 宇治田議員は、事務費として、平成16年度に21万7000円、平成17年度に22万7000円の政務調査費を支出した(別紙1)。そのうち、平成16年度については、支出許容額合計22万0252円(=18万8787円+3万1465円)を超える違法支出はないが、平成17年度に支出許容額合計21万3650円(=17万9540円+3万4110円)を超える1万3350円を支出した部分は違法である。

(ウ) 宇治田議員は、人件費として、平成15年4月に17万円、平成15年度(同年4月を除く。)に88万円、平成16年度に96万円、平成17年度に105万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、いずれも、支出許容額合計(平成15年4月につき17万3048円、平成15年度[同年4月を除く。]につき157万3526円、平成16年度につき150万3107円、平成17年度につき115万9553円)を超える違法支出ではない。

(エ) よって、控訴人は、宇治田議員に対し、平成16年度分2万1656円、平成17年度分合計2万5297円(=1万1947円+1万3350円)の総合計4万6953円の不当利得の返還を請求するべきである。」

(33) 96頁23行目～26行目を次のように改める。

「大沢議員の政務調査用事務所の自宅のものとは別の駐車場賃料については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ、大沢議員は、「広友会」の「事務所費」として、平成15年に17万5648円、平成16年に13万4520円、平成17年に12万1360円を、「自由民主党紀伊田辺支部」の「事務所費」として、平成15年に1万円、平成16年に2810円、平成17年に190円を、「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」の「事務所費」として、平成15年に88万7168円、平成16年に120万円を、それぞれ支出した(乙Eケ4ないし12)から、上記「広友会」、「自由民主党紀伊田辺支部」及び「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」の「事務所費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(34) 97頁5行目～11行目を次のように改める。

「そして、上記ア)の按分割合(「広友会」、「自由民主党紀伊田辺支部」及び「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」の「事務所費」を加えた上で5分の1)のとおり、大沢議員が、上記駐車場賃料につき、平成15年4月に2万0680円(≒[1万4000円+〈17万5648円+1万円+88万7168円〉×1か月/12か月]×1/5)、平成15年度(同年4月を除く。)に22万7483円(≒[1万4000円×11か月+〈17万5648円+1万円+88万7168円〉×11か月/12か月]×1/5)、平成16年度に30万1066円(≒[1万4000円×12か月+13万4520円+2810円+120万円]×1/5)、平成17年度に5万7910円(≒[1万4000円×12か月+12万1360円+190円]×1/5)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(35) 97頁17行目の次に改行して次のように加える。

「また、文具代については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事

務所で使用されていたところ（なお、本件で問題となるのは後記のとおり平成17年度の支出である。）、大沢議員は、「広友会」の「備品・消耗品費」として、平成17年に5万4282円を、「自由民主党紀伊田辺支部」の「備品・消耗品費」として、平成17年に3800円を、「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」の「備品・消耗品費」として、平成17年に2000円を、それぞれ支出した（乙Eケ6、9、12）から、上記「広友会」、「自由民主党紀伊田辺支部」及び「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」の「備品・消耗品費」を加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(36) 97頁18行目の「文具代等」を「その余の事務費」に改める。

(37) 100頁6行目～8行目を次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（「広友会」、「自由民主党紀伊田辺支部」及び「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」の「備品・消耗品費」を加えた上で5分の1）のとおり、大沢議員が、上記文具代等につき、平成17年度に1万7842円（ $\equiv$  [2万9130円+5万4282円+3800円+2000円]  $\times$  1/5）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(38) 100頁14行目～22行目を次のように改める。

「(ア) 大沢議員は、事務所費として、平成15年4月に2万8000円、平成15年度（同年4月を除く。）に30万8000円、平成16年度に33万6000円、平成17年度に16万8000円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成15年4月に支出許容額2万0680円を超える7320円、平成15年度（同年4月を除く。）に支出許容額合計22万7483円を超える8万0517円、平成16年度に支出許容額合計30万1066円を超える3万4934円、平成17年度に支出許容額合計5万7910円を超える11万0090円を支出した部分は違法である。」

(39) 101頁5行目の「6万8544円」を「8万0560円」に、6行目の「5826円」を「1万7842円」に、「28万0742円」を「26万8726円」に、それぞれ改める。

(40) 101頁12行目～19行目を次のように改める。

「よって、控訴人は、大沢議員に対し、平成14年度分65万2500円、平成15年4月分合計12万3485円（＝7320円＋3万6165円＋8万円）、平成15年度分（同年4月を除く。）合計96万0517円（＝8万0517円＋88万円）、平成16年度分合計123万0951円（＝3万4934円＋23万6017円＋96万円）、平成17年度分合計133万8816円（＝11万0090円＋26万8726円＋96万円）の総合計430万6269円の不当利得の返還を請求するべきである。

(41) 137頁19行目の「しかし、」から20行目までを、次のように改める。

「平成19年8月17日0時30分ころに阪部株式会社の事務所が火災に遭ったこと、阪部洋三が平成18年7月17日に死亡したこと自体は認められる（乙Eソ2, 3）。しかし、政務調査を補助し経理全般を見ていたのが阪部洋三であったとしても、政務調査をしていたのは阪部議員自身なのであるから、完全な復元は無理にせよ、同議員において、支出内容について概略を説明し、乙Bホ3（藤山議員関係）、乙Dエ69（井出議員関係）の如き支出先が後に作成した証明書や再発行領収書等ある程度の資料を提出することができないとは思えない。ところが、阪部議員関係では、上記の如き資料はおろか、政務調査費の支出内容がどのようなものであったか、雇用していた者があるとしてそれはどこの誰なのか等すら明らかにされておらず、ひいてはこれらの資料提出や事実関係説明状況から見て同議員の政務調査費の十分な証拠書類が同事務所に元々存在していたかも確認できないというべきであるから、使途基準に合致した政務調査費の支出がされなかったことが推認される事情があるというべきである。」

(42) 173頁6行目～8行目を次のように改める。

「上記①の事務所の事務費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されていたところ（なお、本件で問題となるのは後記のとおり平成16年度、17年度の支出である。）、玉置議員は、「後援会」の「備品・消耗品費」として、平成16年に20万2760円を、平成17年に11万0121円を、それぞれ支出した（乙エト10、11）から、これらを加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(43) 173頁18行目の「按分割合として、」の次に「上記「後援会」の「備品・消耗品費」を加えた上で、」を加える。

(44) 177頁22行目～178頁2行目、178頁6～8行目、12～14行目、179頁18行目～22行目を削る。

(45) 180頁18行目の次に改行して次のように加える。

「(カ) 按分等について

以上によると、按分対象となる事務費としては、平成16年6月までの事務用品・備品購入費1万4365円（＝3万9265円－2万4900円）、切手代910円（上記期間小計1万5275円）、平成16年7月以降平成17年3月31日までの事務用品・備品購入費15万6935円（＝16万9347円－1万2412円）、切手購入代1万0480円（＝3万0480円－2万円）（上記期間小計16万7415円）、平成17年度事務用品・備品購入費1万2890円（＝2万4230円－8190円－3150円）、パソコン代16万6236円、プリンター代1万4500円、切手代22万6680円（平成17年度合計42万0306円）となる。

そこで、上記(ケ)の按分割合（各年度につき、「後援会」の「備品・消耗品費」を加えて平成16年6月以前は4分の3、同年7月以降は2分

の1) のとおり、玉置議員が、平成16年度に20万9216円(≒  
[1万5275円+20万2760円×3か月/12か月]×3/4+  
[16万7415円+20万2760円×9か月/12か月]×1/2)、平成17年度に26万5214円(≒[42万0306円+11  
万0121円]×1/2)を超えて政務調査費を支出した部分は違法で  
ある。」

(46) 180頁26行目～181頁1行目の「按分割合として、」の次に、「対  
応期間について「後援会」の「人件費」として玉置議員が支出した額(平成  
15年113万6757円、平成16年27万円。乙Eト9, 10)を加え  
た上で」を加える。

(47) 181頁20行目～182頁1行目を次のように改める。

「そして、成田朋子の人件費については、上記(ア)の按分割合(2分の1)の  
とおり、玉置議員が、平成16年度に22万6418円(=5万0315円  
×9か月×1/2)、平成17年度に36万円(=6万円×1.2か月×1/2)  
をそれぞれ超えて政務調査費を支出したことは違法である。

また、西敏彦の人件費については、上記(ア)の按分割合(「後援会」の「人  
件費」を加えた上で2分の1)のとおり、玉置議員が、平成15年4月に7  
万2575円(≒[5万円+420円+113万6757円×1か月/12  
か月]×1/2)、平成15年度(4月を除く。)に79万7851円(≒  
[5万円×11か月+420円+315円×9か月+420円+113万6  
757円×11か月/12か月]×1/2)、平成16年度に21万047  
3円(≒[5万円×3か月+315円×3か月+27万円]×1/2)をそ  
れぞれ超えて政務調査費を支出した場合は違法であるが、平成15年4月の  
支出は5万0420円、平成15年度(4月を除く。)の支出は55万36  
75円、平成16年度の支出は15万0945円にとどまっており、違法は  
認められない。」

(48) 182頁6行目～25行目を次のように改める。

「(ア) 玉置議員は、事務費として、平成16年度に24万0901円、平成17年度に51万1196円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に支出許容額20万9216円を超える3万1685円、平成17年度に支出許容額合計26万5214円を超える24万5982円を支出した部分は違法である。

(イ) 玉置議員は、人件費として、平成15年4月に5万円、平成15年度(同年4月を除く。)に55万3570円、平成16年度に60万3780円(うち成田朋子分は45万2835円[5万0315円×9か月]、平成17年度に72万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に成田朋子に対する支出許容額22万6418円を超える22万6417円を支出した部分、平成17年度に同人に対する支出許容額36万円を超える36万円を支出した部分は違法である。

(ウ) よって、控訴人は、玉置議員に対し、平成16年度分合計25万8102円(=3万1685円+22万6417円)、平成17年度分合計60万5982円(=24万5982円+36万円)の総合計86万4084円の不当利得の返還を請求するべきである。」

(49) 183頁14行目の「使用されたから、」から16行目までを「使用されたところ、補助参加人角田は、「公明党和歌山第一総支部」の「備品・消耗品費」としても平成16年に4万0235円を支出した(丙Eナ4)。したがって、社会通念上相当な按分割合として、上記「公明党和歌山第一総支部」の「備品・消耗品費」を加えて、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」に改める。

(50) 185頁12行目の「(丙Cナ35)、」の次に「同月16日に電池代522円(丙Cナ36)」を加える。



- (51) 194頁1行目～9行目を削り、10行目の「f」を「d」に改める。
- (52) 197頁15行目の「平成17年」の次に「4月26日に切手代8000円（丙Cナ17），同年」を加える。
- (53) 198頁10行目～14行目を削る。
- (54) 198頁15行目の「d」を「c」に改め、「補助参加人角田は，」から19行目の「また，」までを削り、199頁6行目の「e」を「d」に改める。
- (55) 199頁16行目の次に改行して次のように加え、17行目の「(エ)」を「(オ)」に、201頁10行目の「(オ)」を「(カ)」に、202頁10行目の「(カ)」を「(キ)」に、25行目の「(キ)」を「(ク)」にそれぞれ改める。

〔エ〕 按分等について

以上によると、按分対象となる事務費としては、平成16年度に、事務用品・備品購入費として、24万8845円、郵便関係費用として7万2970円、平成17年度に、事務用品・備品購入費として59万7397円（＝61万2492円－5095円－1万円）、平成17年度の郵便関係費用8万2210円となる。

そこで、上記(ア)の按分割合（平成16年度につき、「公明党和歌山第一総支部」の「備品・消耗品費」を加えて3分の1、平成17年度につき3分の1）のとおり、補助参加人角田が、平成16年度に12万0683円（≒〔24万8845円＋7万2970円＋4万0235円〕×1／3）、平成17年度に22万6536円（≒〔59万7397円＋8万2210円〕×1／3）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

- (56) 203頁10行目～19行目を次のように改める。

「控訴人補助参加人角田は、事務費として、平成16年度に77万6909円、平成17年度に113万7408円の政務調査費を支出したところ（別

紙1), そのうち, 平成16年度に支出許容額合計25万0183円(=12万0683円+7万1323円+4万6955円+1333円+9844円)を超える52万6771円, 平成17年度に支出許容額合計34万8745円(=22万6536円+5万4792円+6万3079円+1838円+2500円)を超える78万8663円を支出した部分は違法である。

よって, 被告は, 控訴人補助参加人角田に対し, 総合計131万5434円の不当利得の返還を請求するべきである。」

(57) 209頁4行目の「使用された」から5行目までを, 次のように改める。

「使用されたところ(なお, 本件で問題となるのは後記のとおり平成16年度, 17年度の支出である。), 中村議員は, 「裕政会」の「備品・消耗品費」として, 平成16年に104万5194円を, 平成17年に102万4958円を, それぞれ支出した(乙Eヌ7, 8)から, この「裕政会」の「備品・消耗品費」を加えた上で, 社会通念上相当な按分割合として, その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(58) 209頁12行目~13行目の「その裏付けはないから, 信用できない。」を, 「政治団体は政治活動をする目的で存在するから, 何年にもわたり活動しない団体を存続させているということは理解しにくいところ, ある団体の収支の計上がない又は僅少であるとしても, 親密な関係にある他団体の負担を利用した活動がないとはいえないことを考えると, 後援会や「裕和会」の収支の記載(乙Eヌ6~8)だけで, これらの団体が何らの政治活動を行っていないことが直ちに推認されるということとはできないし, また「裕政会」の経費が計上されていることをもって, これが親密な他団体や他の経費との間で活動の相互の利用を全く許さない状態で使用されていたことの証左とすることもできない。」に改める。

(59) 212頁5~9行目, 213頁1~4行目, 21行目~23行目を削る。

(60) 213頁23行目の次に改行して次のように加える。

「(オ) 按分等について

以上によると、按分対象となる事務費としては、平成16年度の郵便関係費用11万6790円(=11万7790円-1000円)、パソコン関係費用16万9380円、文房具代2037円(上記期間小計28万8207円)、平成17年度の郵便関係費用7万6660円、パソコン関係費用1万2920円(上記期間小計8万9580円)となる。

そこで、上記(ア)の按分割合(各年度につき、「裕政会」の「備品・消耗品費」を加えて4分の1)のとおり、中村議員が、平成16年度に33万3350円(≒[28万8207円+104万5194円]×1/4)、平成17年度に27万8635円(≒[8万9580円+102万4958円]×1/4)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(61) 213頁24行目の「(オ)」を「(カ)」に改める。

(62) 217頁19行目～25行目を次のように改める。

「(ア) 中村議員は、事務費として、平成16年度に28万9207円、平成17年度に8万9420円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、いずれも、支出許容額(平成16年度につき合計40万5809円[33万3350円+7万2459円]、平成17年度につき合計32万0118円[=27万8635円+4万1483円])を超えないから、適法である。」

(63) 218頁9行目～14行目を次のように改める。

「(ウ) よって、控訴人は、中村議員に対し、平成15年4月分11万3850円、平成15年度分(同年4月を除く。)51万8125円、平成16年度分64万4850円、平成17年度分62万8687円の総合計190万5512円の不当利得の返還を請求するべきである。」

(64) 218頁25行目の「「事務所費」としても、」の次に「平成15年度に合計94万6437円」を加える。

(65) 219頁1行目の「支出した」以下を、「支出し（甲ネ7, 8, 乙Eネ13）, 「リビングタカマツ」の「地代家賃」としても, 平成15年～平成17年に各24万円を支出した（乙Eネ17～19）。」に改める。

(66) 219頁3行目の「事務所費」の次に「並びに上記「リビングタカマツ」の地代家賃」を加える。

(67) 219頁16行目～24行目を次のように改める。

「そして, 上記アの按分割合（平成15年度につき94万6437円及び24万円を加えて4分の1, 平成16年度につき67万6629円及び24万円を加えて4分の1, 平成17年度につき64万7089円及び24万円を加えて4分の1）のとおり, 長坂議員が, 平成15年4月に4万9717円（ $\equiv [10万円 + (94万6437円 + 24万円) \times 1\text{か月} / 12\text{か月}] \times 1 / 4$ ）, 平成15年度（同年4月を除く。）に54万6892円（ $\equiv [10万円 \times 11\text{か月} + (94万6437円 + 24万円) \times 11\text{か月} / 12\text{か月}] \times 1 / 4$ ）, 平成16年度に52万9157円（ $\equiv [10万円 \times 12\text{か月} + 67万6629円 + 24万円] \times 1 / 4$ ）, 平成17年度に52万1772円（ $\equiv [10万円 \times 12\text{か月} + 64万7089円 + 24万円] \times 1 / 4$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(68) 221頁1行目～2行目の「支出した」以下を, 「支出し（甲ネ7, 8）, 「リビングタカマツ」の「消耗品費」としても, 平成16年に9万5434円, 平成17年に15万0077円を支出した（乙Eネ18, 19）。」に改める。

(69) 221頁4行目の「「備品・消耗品費」」の次に「及び「リビングタカマツ」の「消耗品費」」を加える。

(70) 221頁10行目の「認められるから, 」を「認められるところ, 長坂議員は, 「リビングタカマツ」の「通信費」としても平成16年に15万3470円, 平成17年に16万2030円を支出した（乙Eネ18, 19）。

したがって、」に改める。

(71) 221頁10行目の「按分割合として、」の次に「上記「リビングタカマツ」の「通信費」を加えた上で、」を加える。

(72) 224頁5行目～11行目を次のように改める。

「上記(ア)の按分割合（平成16年度につき74万7118円及び9万5434円を加えて4分の1，平成17年度につき66万3040円及び15万0077円を加えて4分の1）のとおり，長坂議員が，上記事務用品・備品購入費及び郵便関係費用につき，平成16年度に22万1429円（ $\equiv$  [3463円+3万9700円+74万7118円+9万5434円]  $\times$  1/4），平成17年度に21万3400円（ $\equiv$  [1万1202円+2万9280円+66万3040円+15万0077円]  $\times$  1/4）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(73) 225頁2行目～6行目を次のように改める。

「そして，上記(ア)の按分割合（「リビングタカマツ」の「通信費」を加えて5分の1）のとおり，長坂議員が，上記携帯電話使用料等につき，平成16年度に6万1990円（ $\equiv$  [13万9678円+1万6800円+15万3470円]  $\times$  1/5），平成17年度に8万2298円（ $\equiv$  [24万9461円+16万2030円]  $\times$  1/5）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(74) 225頁14行目～15行目の「支出したところ（甲ネ7，8），」を「支出し（甲ネ7，8），「リビングタカマツ」の「給料賃金」としても平成16年，平成17年に各40万円を支出した（乙Eネ18，19）が，」に改める。

(75) 225頁17行目の「「人件費」」の次に「及び「リビングタカマツ」の「給料賃金」」を加える。

(76) 228頁1行目～229頁3行目までを次のように改める。

(ア) 長坂議員は、事務所費として、平成15年4月に5万円、平成15年度（同年4月を除く。）に55万円、平成16年度及び平成17年度に各60万円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成15年4月に支出許容額合計4万9717円を超える283円、平成15年度（同年4月を除く。）に支出許容額合計54万6892円を超える3108円、平成16年度に支出許容額合計52万9157円を超える7万0843円、平成17年度に支出許容額合計52万1772円を超える7万8228円を支出した部分は違法である。

(イ) 長坂議員は、事務費として、平成16年度に10万7572円、平成17年度に5万9570円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、いずれも支出許容額（平成16年度につき、合計28万3419円〔＝22万1429円＋6万1990円〕。平成17年度につき、合計29万5698円〔＝21万3400円＋8万2298円〕）を超える違法支出はない。

(ウ) 長坂議員は、人件費として、平成15年4月に14万9602円、平成15年度（同年4月を除く。）に84万4092円、平成16年度に118万9775円、平成17年度に120万円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成15年4月に支出許容額8万7500円を超える6万2102円、平成15年度（同年4月を除く。）に支出許容額76万2500円を超える8万1592円、平成16年度に支出許容額90万円を超える28万9775円、平成17年度に支出許容額90万円を超える30万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、被告は、長坂議員に対し、平成15年4月分合計6万2385円（＝283円＋6万2102円）、平成15年度分（同年4月を除く。）合計8万4700円（＝3108円＋8万1592円）、平成16年度分合計36万0618円（＝7万0843円＋28万9775

円),平成17年度分合計37万8228円(=7万8228円+30万円)の総合計88万5931円の不当利得の返還を請求するべきである。」

(77) 254頁21行目末尾に「ただし、「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」の届出があったのは、平成17年11月11日である(乙Eフ8)。」を加える。

(78) 255頁7行目の「その5分の1」を、「平成17年11月10日まではその4分の1,同月11日以降はその5分の1。ただし、月単位で支払われるものについては、日割計算はせず、同年10月まではその4分の1,同年11月以降はその5分の1とする。」に改める。

(79) 255頁15行目~18行目を、次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合(平成17年10月まではその4分の1,同年11月以降はその5分の1)のとおり、花田議員が、上記賃料につき、平成16年度に、3万円(=12万円×1/4)を超えて政務調査費を支出した部分、平成17年度に、2万7500円(=12万円÷12×7×1/4+12万円÷12×5×1/5)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(80) 256頁12行目の「9の1ないし6」の次に「。平成17年4月から10月までの支出が6万5529円,同年11月から平成18年3月までの支出が4万4033円」を加える。

(81) 256頁21行目~24行目を、次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合(平成17年10月まではその4分の1,同年11月以降はその5分の1)のとおり、花田議員が、上記電気料金につき、平成16年度に3万0622円(=12万2489円×1/4),平成17年度に2万5114円(=6万5229円×1/4+4万4033円×1/5)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(82) 257頁4行目～6行目を、次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年10月までは4分の1）のとおり、花田議員が、上記駐車場賃料につき、平成16年度に3万円（＝12万円×1/4）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(83) 257頁11行目～13行目を、次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年10月までは4分の1）のとおり、花田議員が、上記し尿汲み取り代につき、平成16年度に1751円（＝7003円×1/4）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(84) 257頁20行目の「その5分の1」を、「平成17年11月10日まではその4分の1、同月11日以降はその5分の1。ただし、月単位で支払われるものについては、日割計算はせず、同年10月まではその4分の1、同年11月以降はその5分の1」に改める。

(85) 257頁26行目の「その6分の1」を、「平成17年11月10日まではその5分の1、同月11日以降はその6分の1。ただし、月単位で支払われるものについては、日割計算はせず、同年10月まではその5分の1、同年11月以降はその6分の1」に改める。

(86) 259頁13行目～17行目を、次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年11月10日まではその4分の1、同月11日以降はその5分の1）のとおり、花田議員が、上記事務用品・備品購入費につき、平成16年度に2万4517円（＝9万8068円×1/4）、平成17年度に5140円（＝[2万9291円－3591円]×1/5）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(87) 259頁22行目～24行目を、次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年11月11日までは4分の1）のとおり、花田議員が、上記電話機代につき、平成16年度に8400円（＝3万3600円×1/4）を超えて政務調査費を支出した部分は違法であ

る。」

(88) 260頁17行目の「弁論の全趣旨」の次に「。平成17年4月から10月までの支出が7万1245円，同年11月から平成18年3月までの支出が3万8909円」を加える。

(89) 260頁18行目～21行目を，次のように改める。

「そして，上記(ア)の按分割合（平成17年10月まではその4分の1，同年11月以降はその5分の1）のとおり，花田議員が，上記固定電話使用料につき，平成16年度に4万1413円（ $\equiv 16万5653円 \times 1/4$ ），平成17年度に2万5593円（ $\equiv 7万1245円 \times 1/4 + 3万8909円 \times 1/5$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(90) 260頁26行目～261頁2行目を次のように改める。

「そして，上記(ア)の按分割合（平成17年11月10日まではその4分の1）のとおり，花田議員が，上記パソコン代につき，平成16年度に5万3550円（ $\equiv 21万4200円 \times 1/4$ ）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(91) 261頁22行目の「12の1ないし4」の次に「。平成17年4月から10月までの支出が1万2859円，同年11月から平成18年3月までの支出が9185円」を加える。

(92) 262頁3行目～7行目を，次のように改める。

「そして，上記(ア)の按分割合（平成17年10月まではその4分の1，同年11月以降はその5分の1）のとおり，花田議員が，上記インターネット接続料金につき，平成16年度に6444円（ $\equiv [2万8980円 + 1万1284円 - 1万4490円] \times 1/4$ ），平成17年度に5052円（ $\equiv 1万2859円 \times 1/4 + 9185円 \times 1/5$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(93) 262頁12行目～14行目を次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年11月10日まではその4分の1）のとおり、花田議員が、上記NHK受信料につき、平成16年度に2018円（ $\equiv 8070円 \times 1/4$ ）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(94) 262頁24行目～26行目を次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年11月10日まではその4分の1）のとおり、花田議員が、上記コピー機リース料につき、平成16年度に3万1185円（ $\equiv 12万4740円 \times 1/4$ ）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(95) 263頁6行目～8行目を次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年11月10日まではその4分の1）のとおり、花田議員が、上記蛍光灯取替費につき、平成16年度に1万3370円（ $\equiv 5万3480円 \times 1/4$ ）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(96) 264頁2行目の「11の1ないし5」の次に、「。平成17年4月から10月までの支出が14万6131円、同年11月から平成18年3月までの支出が10万1691円」を加える。

(97) 264頁3行目～6行目を次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年10月まではその5分の1、同年11月以降はその6分の1）のとおり、花田議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に5万5032円（ $\equiv 27万5162円 \times 1/5$ ）、平成17年度に4万6175円（ $\equiv 14万6131円 \times 1/5 + 10万1691円 \times 1/6$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(98) 264頁10行目～12行目を次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年11月10日まではその5分の

1) のとおり、花田議員が、上記デジタルカメラ代につき、平成17年度に1万0156円(=5万0780円×1/5)を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(99) 264頁15行目～18行目を次のように改める。

「花田議員の政務調査用事務所の人件費については、上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたところ、花田議員は、上記のとおり平成17年11月11日に届出があった「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」の人件費としても、同年中に80万円を支出した(乙Eフ5)。社会通念上相当な按分割合として、平成17年10月まではその4分の1、平成17年11月以降は「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」の人件費を加えた上で、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(100) 265頁21行目～26行目を次のように改める。

「平成17年度については、平成17年10月までが70万円、同年11月以降平成18年3月までが95万円ということになる。

そして、上記の按分割合(平成17年10月まではその4分の1、平成17年11月以降は「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」の人件費を加えた上で、その5分の1)のとおり、花田議員が、上記人件費につき、平成15年度(同年4月を除く。)に28万5000円(=[11万円×9か月+15万円]×1/4)、平成16年度に45万円(=[10万円×12か月+5万円×12か月]×1/4)、平成17年度に52万5000円(=70万円×1/4+[95万円+80万円]×1/5)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(101) 266頁6行目～267頁5行目を次のように改める。

「(ア) 花田議員は、事務所費として、平成16年度に28万3593円、平成17年度に13万8591円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に支出許容額9万2373円(=3万円

+3万0622円+3万円+1751円) を超える19万1220円、平成17年度に支出許容額合計5万2614円(=2万7500円+2万5114円) を超える8万5977円を支出した部分は違法である。

(イ) 花田議員は、事務費として、平成16年度に81万0590円、平成17年度に34万6085円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成16年度に支出許容額合計23万5929円(=2万4517円+8400円+4万1413円+5万3550円+6444円+2018円+3万1185円+1万3370円+5万5032円) を超える57万4661円、平成17年度に支出許容額合計9万2116円(=5140円+2万5593円+5052円+4万6175円+1万0156円) を超える25万3969円を支出した部分は違法である。

(ウ) 花田議員は、人件費として、平成15年度(同年4月を除く。)に96万円、平成16年度に144万円、平成17年度に132万円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額28万5000円を超える67万5000円、平成16年度に支出許容額45万円を超える99万円、平成17年度に支出許容額52万5000円を超える79万5000円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、控訴人は、花田議員に対し、平成15年度分(同年4月を除く。)67万5000円、平成16年度分合計175万5881円(=19万1220円+57万4661円+99万円)、平成17年度分合計113万4946円(=8万5977円+25万3969円+79万5000円)の総合計356万5827円の不当利得の返還を請求すべきである。」

(102) 285頁13行目末尾に、「ただし、「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の届出があったのは、平成17年4月15日である(乙Eマ

2)。」を加える。

(103) 286頁5行目の「平成17年9月以前の」を「平成17年4月(日割計算はしない。)ないし同年9月の」に改める。

(104) 287頁6行目～15行目を、次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合(平成17年4月分ないし9月分は2分の1, 同年10月分ないし平成18年2月14日分は3分の1, 同月15日分以降の同月分は2分の1, 同年3月分は0)のとおり, 前川議員が, 事務所賃料等につき, 平成17年度に22万3250円(=4万7000円×6か月×1/2 + [4万7000円×4か月 + 4万7000円×0.5か月] × 1/3 + 4万7000円×0.5か月×1/2 + 4万7000円×0)を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるが, 平成15年度, 平成16年度の支出については按分する必要はない。」

(105) 287頁23行目～26行目を、次のように改める。

「そして、これらは平成17年4月より前の支出であって、按分する必要はない。」

(106) 288頁5行目の「平成17年9月以前の」を、「平成17年4月分ないし9月分の」に改める。

(107) 288頁24行目～289頁2行目を、次のように改める。

「平成17年3月以前のものについては、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

平成17年4月分ないし9月分のものについては、調査研究以外に、「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」及び後援会の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(108) 294頁2行目～10行目を、次のように改める。

「c そして、上記(ア)の按分割合（平成17年4月分ないし9月分は2分の1，同年10月分ないし平成18年2月14日分は3分の1，同月15日分以降の同月分は2分の1，同年3月分は0）のとおり，前川議員が，上記事務用品・備品購入費につき，平成16年度に7万2329円（＝12万0026円－3046円－9115円－1万0083円－2万5453円），平成17年度に2万0198円（＝[2万7433円－680円－3578円]×1/2＋[5万8630円－3万2800円]×1/3）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(109) 294頁19行目の「平成17年9月分以前」を，「平成17年4月分ないし9月分」に改める。

(110) 295頁9行目～12行目を、次のように改める。

「そして、これらは平成17年4月より前の支出であって，按分する必要はない。」

(111) 296頁7行目～14行目を、次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年4月分ないし9月分は2分の1，同年10月分ないし平成18年2月14日分は3分の1，同月15日分以降の同月分は2分の1，同年3月分は0）のとおり，前川議員が，上記固定電話使用料につき，平成17年度に1万5701円（＝1万6771円×1/2＋[1万4727円＋5775×0.5か月]×1/3＋5775円×0.5か月×1/2＋3125円×0）を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるが，平成16年度の支出については按分をする必要はない。」

(112) 297頁9行目～16行目を、次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年3月分以前は3分の1，同年4月分ないし9月分は4分の1，同年10月分から平成18年2月14日分は5分の1，同月15日分以降の同年2月分は4分の1，同年3月分は0）のとおり，前川議員が，上記固定電話使用料につき，平成17年度に1万5701円（＝1万6771円×1/2＋[1万4727円＋5775×0.5か月]×1/3＋5775円×0.5か月×1/2＋3125円×0）を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるが，平成16年度の支出については按分をする必要はない。」

り、前川議員が、上記携帯電話使用料につき、平成16年度に2万9970円（＝8万9910円×1/3）、平成17年度に2万3442円（＝3万5574円×1/4＋[4万8604円＋2万1454円×0.5か月]×1/5＋2万1454円×0.5か月×1/4＋2万2210円×0）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(113) 298頁13行目～17行目を、次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年3月分以前は3分の1、同年4月分ないし9月分は4分の1）のとおり、前川議員が、上記カメラ代等につき、平成16年度に1万6152円（＝4万8457円×1/3）、平成17年度に4524円（＝1万8094円×1/4）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(114) 298頁20行目の「平成17年9月分以前」を、「平成17年4月ないし9月の間の分」に改める。

(115) 299頁26行目～300頁8行目を、次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成17年4月分ないし9月分は2分の1、同年10月分ないし平成18年2月14日分は3分の1、同月15日分以降の同月分は2分の1、同年3月分は0）のとおり、前川議員が、上記人件費につき、平成17年度に28万5000円（＝6万円×6か月×1/2＋[6万円×4か月＋6万円×0.5か月]×1/3＋6万円×0.5か月×1/2＋[6万円－6万円]×0）を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるが、平成15年度、平成16年度の支出については按分をする必要はない。」

(116) 300頁18行目～301頁19行目を、次のように改める。

「(ア) 前川議員は、事務所費として、平成15年度（同年4月を除く。）に36万5887円、平成16年度に58万5625円、平成17年度に56万4000円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成

15年度については、支出許容額（37万6000円）を超える違法支出はないが、平成16年度に支出許容額合計58万5624円（＝56万4000円＋2万1624円）を超える1円、平成17年度に支出許容額合計22万3250円を超える34万0750円を支出した部分は違法である。

(イ) 前川議員は、事務費として、平成16年度に36万8434円、平成17年度に28万8644円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成16年度に支出許容額合計22万8297円（＝7万2329円＋2万1990円＋8万7856円＋2万9970円＋1万6152円）を超える14万0137円、平成17年度に支出許容額合計7万2365円（＝2万0198円＋4000円＋4500円＋1万5701円＋2万3442円＋4524円）を超える21万6279円を支出した部分は違法である。

(ウ) 前川議員は、人件費として、平成15年度（同年4月を除く。）に88万円、平成16年度及び平成17年度に各72万円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成15年度（同年4月を除く。）及び平成16年度は、それぞれ支出許容額と同額の支出であり違法はないが、平成17年度に支出許容額28万5000円を超える43万5000円を支出した部分は違法である。

(エ) よって、控訴人は、前川議員に対し、平成16年度分合計14万0138円（1円＋14万0137円）、平成17年度分合計99万2029円（＝34万0750円＋21万6279円＋43万5000円）、総合計合計113万2167円の不当利得の返還を請求するべきである。」

(117) 304頁22行目の「雇用されたから、」以下を「雇用されたところ、前芝議員は、後援会の「人件費」として、平成15年に66万円を支出した（乙Eミ2）から、これを加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、

その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」に改める。

(118) 305頁14行目～19行目を、次のように改める。

「そして、上記(ア)の按分割合（平成15年度につき、後援会の「人件費」を加えて3分の1、他の年度につき3分の1）のとおり、前芝議員が、人件費につき、平成15年度（同年4月を除く。）に49万5000円（ $= [8万円 \times 11か月 + 66万円 \times 11か月 / 12か月] \times 1 / 3$ ）、平成16年度に35万6000円（ $= [8万円 \times 12か月 + 2万円 \times 5か月 + 8000円] \times 1 / 3$ ）、平成17年度に40万円（ $= [8万円 \times 12か月 + 2万円 \times 12か月] \times 1 / 3$ ）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(119) 306頁9行目～20行目を、次のように改める。

「(イ) 前芝議員は、人件費として、平成15年度（同年4月を除く。）に88万円、平成16年度に106万8000円、平成17年度に120万円の政務調査費を支出したところ（別紙1）、そのうち、平成15年度（同年4月を除く。）に支出許容額49万5000円を超える38万5000円、平成16年度に支出許容額35万6000円を超える71万2000円、平成17年度に支出許容額40万円を超える80万円を支出した部分は違法である。

(ウ) 控訴人は、前芝議員に対し、平成15年度分（同年4月を除く。）38万5000円、平成16年度分合計101万0847円（ $= 29万8847円 + 71万2000円$ ）、平成17年度分合計91万8683円（ $= 11万8683円 + 80万円$ ）の総合計231万4530円の不当利得の返還を請求するべきである。」

(120) 321頁8行目～9行目の「相当である」の次に、「（町田議員は、「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」の「備品・消耗品費」として、平成16年に21万円を、平成17年に25万円を支出し、後援会の「備品・

消耗品費」として平成16年に11万5000円を、平成17年に25万6000円を支出した（乙Eメ3，4）が、上記の按分率にとどめていることから、これらは考慮しない。）」を加える。

(121) 339頁15行目の「携帯電話使用料」の次に「及び自動車関係の費用である車両整備費」を加える。

(122) 339頁23行目～24行目を削る。

(123) 345頁3行目の「2分の1」を「5分の1」に改める。

(124) 345頁7行目の次に改行して次のように加える。

「(キ) 車両整備費について

乙Cモ33の1・2，弁論の全趣旨によれば，向井議員は，平成16年度に，車両整備費として，平成17年1月31日に車検代6万3000円を，同年3月21日タイヤ交換代金として6万5900円の合計12万8900円を支出したことが認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（5分の1）のとおり，向井議員が，上記車両整備費につき，平成16年度に2万5780円（＝12万8900円×1/5）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(125) 348頁3行目～9行目を，次のように改める。

「(イ) 向井議員は，事務費として，平成16年度に84万3345円，平成17年度に72万0976円の政務調査費を支出したところ（別紙1），そのうち，平成16年度に支出許容額合計32万5772円（＝15万5888円＋11万4270円＋2万9834円＋2万5780円）を超える51万7573円，平成17年度に支出許容額合計49万3707円（＝6万9945円＋24万0150円＋6万4500円＋9万0200円＋2万8912円）を超える22万7269円を支出した部分は違法である。」

(126) 348頁18行目～24行目を，次のように改める。

「(エ) よって、控訴人は、向井議員に対し、平成15年4月分合計15万6544円(=1万6544円+14万円)、平成15年度(同年4月を除く。)分合計184万0724円(=65万3224円+118万7500円)、平成16年度分合計190万5608円(=43万5235円+51万7573円+95万2800円)、平成17年度分合計106万7291円(37万0022円+22万7269円+47万円)の総合計497万0167円の不当利得の返還を請求するべきである。」

(127) 352頁22行目～353頁7行目を、次のように改める。

「また、補助参加人森は、平成16年7月5日の「徳美堂印舗」に対する1万6700円(丙Cヤ31)は、事務所の角印の制作費であると供述するところ、その支払先の性質、及び事務所の角印が存在すること(丙Cヤ36)に鑑みれば、これを首肯することができる。なお、後援会の平成16年度の収支報告書(甲ヤ6)では、同年度の政治活動費のうち宣伝事業費(印刷費)中の文書印刷費として1万6700円が支出された旨記載されているが、これは後援会事務所の角印(丙Cヤ37)の代金であることが認められる(同じような物品であるため同じ代金であったとしても不合理ではない。)

そして、上記(ア)の按分割合(平成16年度につき15万5980円を加えて2分の1、平成17年度につき9万0180円を加えて2分の1)、補助参加人森が、上記事務用品・備品購入費につき、平成16年度に8万9973円(=[2万3966円+15万5980円]×1/2)、平成17年度に11万4790円(=[13万9400円+9万0180円]×1/2)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(128) 358頁9行目～10行目の「6万1000円」を「同月21日までの分6万1000円(丙Dヤ47)と、同月末までの分6400円(丙Dヤ49)の、合計6万7400円」に改める。

(129) 358頁10行目～11行目の「16万1000円」を「16万7400円」に改める。

(130) 358頁16行目の「平成16年度に」から18行目の「1/2)」を、「平成16年度に43万2000円(=[69万6600円+16万7400円]×1/2)」に改める。

(131) 359頁8行目～11行目を、次のように改める。

「イ) 補助参加人森は、事務費として、平成16年度に9万1220円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、支出許容額合計27万8433円(=8万9973円+13万7075円+5万1385円)を超える違法支出はない。」

(132) 359頁23行目～360頁11行目を、次のように改める。

「ウ) 補助参加人森は、人件費として、平成15年4月に5万1500円、平成15年度(同年4月を除く。)に100万4500円、平成16年度に86万4000円、平成17年度に61万4400円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、そのうち、平成15年4月に支出許容額2万5750円を超える2万5750円、平成15年度(同年4月を除く。)に支出許容額48万7400円を超える51万7100円、平成16年度に支出許容額43万2000円を超える43万2000円、平成17年度に支出許容額30万7200円を超える30万7200円を支出した部分は違法である。」

「エ) よって、控訴人は、補助参加人森に対し、平成15年4月分2万5750円、平成15年度(同年4月を除く。)分51万7100円、平成16年度分合計53万7128円(=10万5128円+43万2000円)、平成17年度分合計70万8523円(=24万円+16万1323円+30万7200円)の総合計178万8501円の不当利得の返還を請求するべきである。」

(133) 401頁8行目の「平成17年度に」から9行目の「1/3)」を、  
「平成17年度に16万0053円(=[6万0553円+29万9906  
円+11万9700円]×1/3)」に改める。

(134) 403頁25行目～404頁4行目を、次のように改める。

「イ) 山田議員は、事務費として、平成16年度に18万5650円、平成  
17年度に36万5650円の政務調査費を支出したところ(別紙1)、  
そのうち、平成16年度に支出許容額合計16万8962円(=12万  
5079円+4万3883円)を超える1万6688円、平成17年度  
に支出許容額合計20万7997円(=16万0053円+4万794  
4円)を超える15万7653円を支出した部分は違法である。」

(135) 404頁12行目～17行目を、次のように改める。

「エ) よって、控訴人は、山田議員に対し、平成15年4月分5万8333  
円、平成15年度分(同年4月を除く。)58万6667円、平成16  
年度分合計47万2998円(=13万6310円+1万6688円+  
32万円)、平成17年度分合計67万2672円(=19万5019  
円+15万7653円+32万円)の総合計179万0670円の不当  
利得の返還を請求すべきである。」

(136) 409頁24行目の「はがき代等」の次に「及びパソコン関連機器  
代」を加える。

(137) 411頁19行目～412頁1行目を、次のように改める。

「d パソコン関連機器代について

吉井議員は、パソコン関連機器代として、「夢見株式会社」に対し、  
平成16年5月12日に2万4086円、同年9月26日に2万123  
8円、平成17年2月9日に2万5347円(合計7万0671円)を  
支払ったと陳述する(乙Cリ5ないし7, Eリ1)ところ、支払先はパ  
ソコン関連機器を扱っていることが認められ(乙Cリ10)、吉井議員

の上記陳述は相当である。

e 按分等について

上記(ア)の按分割合（平成16年度につき165万7625円を加えて4分の1，平成17年度につき104万4622円を加えて4分の1）のとおり，吉井議員が，上記固定電話及びファックス用電話の使用料，インターネット通信費，はがき代等及びパソコン関連機器代につき，平成16年度に45万0307円（＝[7万2932円+165万7625円+7万0671円]×1/4），平成17年度に30万5110円（＝[13万2677円+1万7766円+2万5375円+104万4622円]×1/4）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。」

(138) 412頁21行目～26行目を削る。

(139) 414頁25行目の「平成16年度に」から26行目の「違法支出はない」までを，「平成16年度に支出許容額合計48万6722円（＝45万0307円+3万6415円）を超える違法支出はない」に改める。

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断（上記のとおり補正した部分を除く。）

(1) 各議員に共通する問題について

ア(ア) 控訴人は，原判決が，政務調査用事務所に，他の目的の事務所が併設されているときは，併設されている事務所の実質的な存否，その活動の有無，経費支弁の方法等を具体的に検討することなく，事務費，人件費等のうち按分した額のみで政務調査費を支出できる旨判示しており，これが不当であると主張する。

しかし，議員の活動は多岐にわたり，日常的に政務調査活動に属さない選挙活動，後援会活動その他の活動もしていることからすると，政務調査用事務所に他の目的の事務所が併設されていることが，政治団体や

後援会としての届出がされていること、看板が掲げられていること等により立証されたときは、同事務所は上記政務調査活動以外の活動の拠点としても利用され、そこでの支出は政務調査活動以外のためにも使われたとの合理的な推認がされ、被控訴人らの立証が本件用途基準に適合した政務調査費の支出がされなかったことを一応推認させる程度に達しているというべきであり、控訴人、当審控訴人補助参加人ら及び控訴人補助参加人らが十分な反証を行わないような場合には、当該政務調査費の支出は本件用途基準に適合したものといえないことが証明されたと認めべきである。

(イ) 控訴人は、政務調査の経費は、議員自身が内容を十分理解し、適切に判断処理しており、他の団体との経費の負担割合、私的利用の有無、項目ごとの負担割合等について、議員自身の判断を尊重すべきであると主張するが、政務調査費については用途の透明性が求められ、地方自治法100条14項及び本件条例11条1項が政務調査費に係る収支の報告書の提出を義務づけていること、本件規程7条が証拠書類の整理保管・保存を求めていること（第2の1「法令等の定め」(1)～(3)）に鑑みれば、議員の自主性を尊重して考えても、被控訴人らの立証が本件用途基準に適合した政務調査費の支出がされなかったことを一応推認させる程度に達しているというべきであり、控訴人、当審控訴人補助参加人ら及び控訴人補助参加人らが十分な反証を行わないような場合には、当該政務調査費の支出は本件用途基準に適合したものといえないことが証明されたと認めべきであるから、採用できない。

イ 控訴人は、政務調査費収支報告書に記載した支出以外に政務調査費の支出が許される経費がある場合は不当利得とはならないとし、収支報告書に記載した政務調査費からの支出が用途基準に反するとして許されないのであれば、その他の調査研究活動に要した費用をもって収支報告書上の支出

に充てられたことが想定できる場合には、総体的には、当該議員には利得がなく、控訴人にも損失がないことから、不当利得返還請求権は成立しないと主張する。

しかし、同主張は、地方自治法、本件条例及び本件規程が政務調査費の支出の透明化を図って、収支報告書の提出、会計帳簿の作成を求めている趣旨に合致せず、採用できない。

(2) 各議員についての問題点について

ア 浅井議員

(ア) 控訴人は、浅井議員のほか2人の役員を有する別個の法人格である会社と、浅井議員個人とは別個の会社であるとして、原判決が、浅井議員が株式会社浅井に対して支払った政務調査用事務所の賃料を浅井議員個人の利益になっていると認定したのを非難するが、自らが代表者であり、他の2人の役員も配偶者と子である会社に対する賃料の支払は実質的にみて浅井議員の利益となっているとみるべきであり、採用できない。

(イ) 控訴人は、浅井議員に係る政治団体として届出されている浅井修一郎後援会の収入・支出はいずれも0円であり、「自由民主党和歌山県有田市第一支部」は、平成17年の収入・支出は共に5万1600円で、議員活動がされていたとは考えられない額であると主張する。しかし、政治団体は政治活動をするために存在しているものであって、活動しないのなら存在理由が疑問であること、ある団体が親密な関係にある他団体の負担を利用した活動をすることがあり得ないとはいえないことを考えると、収支の記載だけで、これらの団体が何らの政治活動を行っていないことが直ちに推認されるということとはできない。

イ 東議員

(ア) 控訴人は、東幸司後援会や「幸友会」を按分の対象とするのは不当であると主張する。

(イ) しかし、原判決は、後援会及び「幸友会」が政務調査用事務所に併設されていたとの被控訴人らの主張を排斥し（原判決36頁24行目～26行目）、按分をしていないのであって、控訴人の主張は前提を欠くものである。

#### ウ 飯田議員

(ア) 控訴人は、「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」の設立は平成16年12月24日であり（乙Eウ5）、原判決がそれ以前の支出について、当該支部を対象の1つとして按分しているのは不当であると主張する。

しかし、政務調査用事務所の敷地の賃借が平成16年9月ないし10月、政務調査用事務所設置が同年10月であり、「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」の設立時期はそれとほとんど変わらず、政務調査用の事務所と別個の扱いをするまでの事由は認められない。

また、控訴人は、「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」の収支は年額5万円程度であり、平成19年7月30日付けで団体解散届を提出しており、その時点での残金は2万8150円であったところ、平成18年に支出した宣伝事業費7万6250円はポスター作製費であり、最終的に残った2万8150円は看板取り壊しに要した費用であったから、同団体は活動実体のないものであると主張する。しかし、収支の記載だけで、同団体が何らの政治活動を行っていないことが直ちに推認されるということとはできないのは、上記のとおりである。

(イ) 控訴人は、平成17年度の事務費については、当時の資料が他の問題で押収され、返還された中に入っているのか、それ以前に紛失していたものなのか、現在となつては判明しないとするが、いずれにしろ控訴人の支出に関する主張は裏付けを欠くことに帰する。

#### エ 井出議員

控訴人は、原判決が按分の対象としている団体のうち、「ますひろ会」



及び平成15年・16年の「井出益弘を育てる会」には活動実体がないと主張するが、これは収支の記載に基づくもので直ちに採用できないことは上記のとおりである。

オ 浦口議員

控訴人は、按分の対象とされている政治団体「和歌山地域戦略研究所」は、後援会から、平成16年4月から9月まで合計12万円の寄付を受けただけであり、実体がないと主張するが、同主張も収支の記載に基づくもので直ちに採用できないことは上記のとおりである。

カ 小川議員

控訴人は、小川議員が、平成15年4月から平成16年3月まで塩谷薫を雇用していたのは事実であり、平成16年1月から3月分までについては書証も存在する（乙Dク2～4）と主張する。

しかし、これら書証は事務所の経費全体の明細書であり、氏名も特定されない「事務員給与」として各8万円の記載がされているにすぎず、控訴人の主張の裏付けとして十分とはいえない。

キ 大沢議員

(ア) 控訴人は、後援会には活動実体がないから按分の対象とすべきでないとして主張するが、同主張も収支の記載に基づくもので直ちに採用できないことは上記のとおりである。

また、控訴人は、「広友会」、「自由民主党紀伊田辺支部」、「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」はそれぞれ相応の収入・支出があり、相応の活動をしているから、按分の対象とすべきではないと主張するが、政務調査用事務所の事務所の支出費目が、これらの団体においても支出されうる性質のものである限り按分すべきであって、採用できない。

(イ) 控訴人は、大沢敏江は政務調査に助力していたことは明らかであり、大沢敏江が大沢議員から受領すべき給与を、そのまま大沢議員の政治活

動の資金として供与していたというのが実態であると主張し、乙Dケ1（大沢敏江の陳述書）にはこれに沿う記載がある。しかし、同陳述書においても、その都度給与を受け取っていたわけではないことは認めており、控訴人の主張は技巧的にすぎるといふよりほかになく、採用できない。

ク 尾崎太郎議員

控訴人は、原判決が、尾崎太郎議員の政務調査用事務所に「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」が併設されていたこと、「太成会」の人件費については別途支払われていたことを認定しながら、政務調査費事務所の人件費については「自由民主党和歌山県笑顔支部」と按分しており、不合理であると主張する。

しかし、原判決は、人件費について支出が明確に区分できる「太成会」を按分の対象とせず、そうでない「自由民主党和歌山県笑顔支部」と按分しているのであって、不合理なところはない。

ケ 尾崎要二議員

(ア) 控訴人は、「後援会」は選挙時のみに活動しており、「要政会」はほとんど活動していないと主張するが、同主張も収支の記載に基づくもので直ちに採用できないことは上記のとおりである。

(イ) 控訴人は、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の備品・消耗品費は別に同支部で支出し、光熱水費、大きな備品購入費は同支部の経費としていると主張する。

しかし、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の備品・消耗品費の内訳は明らかでないが、直ちに採用できない。

(ウ) 控訴人は、通信費は、尾崎要二議員自身が、私的利用等をも考慮して、適切な割合、使用態様により支出していると主張するが、客観的な裏付けを欠き、直ちに採用できない。

(エ) 控訴人は、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の事務にかかる人

件費は、別の人物（アルバイト）がその都度行っているものに関するものであるから、人件費の対象に同支部の人件費を加算する理由がないと主張するが、裏付けを欠き、採用できない。

#### コ 門議員

(ア) 控訴人は、原判決が門議員の政務調査用事務所に併設されているという「春和産業株式会社」と「紀伊商事和歌山営業所」は関係がなく、第三者が経営していると主張するが、これを裏付けるに足りる証拠はない上、政務調査費がこれらの企業・団体に使用されうるものであることから、採用できない。

(イ) 控訴人は、政治団体「博友会」の備品及び消耗品費は、同会の経費として支出しているが、議員の政務調査活動と政務調査活動以外の活動が厳然と区別することが困難であることに鑑みれば、原判決が116頁5行目～13行目で説示するとおり、これら「博友会」が支出した備品及び消耗品費も加えた上で按分するべきである。

(ウ) 控訴人は、「博友会」が賃料を負担し、それに対して政務調査用事務所がその2分の1を博友会に支払っていると主張するが、これが採用できないことは原判決115頁9行目～116頁2行目の説示のとおりである。

#### サ 木下議員

(ア) 控訴人は、原判決が、木下議員が平成17年1月1日以降政務調査用事務所において市長選の立候補準備をしていたと認定するのは事実誤認であると主張するが、これが採用できないことは、原判決124頁3行目～12行目の説示のとおりである。

また、控訴人は、木下議員は選挙活動の経費と政務調査の経費は明確に区別し、毎年1月に政務調査の報告を県民に行っていたから、平成17年1月7日の郵便料金について、選挙活動用のものと認定したのは不

当であると主張するが、これを客観的に裏付けるに足りる証拠はない。

- (イ) 控訴人は、原判決が、木下議員が平成19年1月20日に事務所を整理した際領収書等を焼却したとの控訴人の主張を排斥したのを不当とするが、仮に領収書等を焼却したとすれば、政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を作成しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期日の末日の翌日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならないとする本件規程7条に反するものであり、本来なし得るはずの立証をしないことを正当化するものとはいえない。

シ 坂本議員

控訴人は、事務所賃料、光熱水費について、極めて低価の費用を、建物の管理者に支出したもので、管理者を雇用していたかどうかにかかわらず、適正な支出であると主張するが、原判決139頁13行目～18行目説示のような不自然さがあり、採用できない。

ス 下川議員

- (ア) 控訴人は、切手代は、下川議員が政務調査の目的のための文書や内容等を報告する文書に貼付するものであるから、適切な支出であり後援会と按分する理由はないと主張するが、その性質上政務調査の目的のためにのみ使用されるものとはいえず、採用できない。

- (イ) 控訴人は、人件費は8万円と低額であり、後援会と按分するのは不当であると主張するが、低額であることが按分を否定する理由になるとはいえない。

セ 須川議員

- (ア) 控訴人は、事務費、人件費に2分の1を按分して違法とするのは不合理であると主張するが、原判決は、事務費のうち事務用品・備品購入費、パソコン通信費及び切手代は按分の対象とはせず、固定電話使用料、携

帯電話使用料及びデジタルカメラ代についてのみ、事務所の設置状況及び汎用性の高さに鑑みて、3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとし、人件費については、後援会が設置されていた須川議員の自宅で雇用されていたことから按分をしているのであって（原判決153頁18行目～26行目、162頁2行目～6行目）、その判断は相当である。

- (イ) 控訴人は、須川議員が紙類を杉本個人（被用者）から購入し、それが政務調査のためのものであると主張するが、不自然といわざるを得ない。
- (ウ) 控訴人は、人件費は低額であり、後援会と按分するのは不当であると主張するが、低額であることが按分を否定する理由とならないことは上記のとおりである。

#### ソ 谷議員

- (ア) 控訴人は、谷議員の自宅に後援会や「自民党東牟婁郡第一支部」は併設されていないと主張する。

乙Eテ2の後援会だよりによれば、後援会住所が和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦416の1と表示されており、また、乙Eテ5によれば同町築地2-3-13にその機能がおかれたことがあることも窺える。

しかし、そのことから直ちに、谷議員の自宅が、公的に届け出られた後援会や「自民党東牟婁郡第一支部」の事務所住所であるにもかかわらず、これらの事務所の機能がないとはいえないのであって、採用できない。

- (イ) 控訴人は、人件費は低額であり、他団体と按分するのは不当であると主張するが、採用できないことは上記のとおりである。

#### タ 玉置議員

- (ア) 控訴人は、「高野熊野世界遺産連絡会」は政治団体ではないと主張するが、仮に政治団体でないとしても、政務調査用事務所に併設されてい

れば按分の対象となりうるというべきである。

(イ) 控訴人は、玉置議員は毎年1月に年賀葉書を用いて政務調査報告書等を送付しており、年賀葉書を用いているから事務経費として認められないとするのは不当であると主張するが、年賀葉書を用いて政務調査報告をすることはあり得るとしても、これを客観的に裏付ける証拠はないから、採用できない。

(ウ) 控訴人は、玉置議員は自己の判断で必要なものを購入しており、購入品名が明らかでないからといって、議員が行う調査研究にかかるものではないとはいえないと主張するが、購入品名が明らかでない場合は、政務調査費の使途の裏付けとして不十分といわざるを得ない。

#### チ 富安議員

控訴人は、富安議員は携帯電話やデジタルカメラを専ら政務調査に使用していたと主張するが、客観的な裏付けはないから採用できない。

#### ツ 中村議員

(ア) 控訴人は、暑中見舞用葉書であるという理由で政務調査費としての支出が許されないとするのは、形式的な判断であると主張するが、暑中見舞用葉書を用いて政務調査報告をすることはあり得るとしても、これを客観的に裏付ける証拠はないから、採用できない。

(イ) a 控訴人は、平成15年～平成18年における「中村ゆう一後援会」や「裕和会」に活動実体がないと主張するが、収支の記載のみに基づくものであって、直ちに採用できない。

b 控訴人は、「裕政会」の活動として支出した分は、当該政治団体から支出しているし、裕政会の運営は、支援者によるボランティアで賄われており、人件費が発生することはないと主張するが、政務調査活動と「裕政会」の活動をそのように截然と区別しうると認めるに足りる証拠はなく、採用できない。

テ 長坂議員

- (ア) 控訴人は、「長坂隆司後援会」については、平成15年～平成18年における収支は0であり、按分の対象とならないと主張するが、収支の記載のみに基づくものであって採用できないことは上記のとおりである。
- (イ) 控訴人は、長坂政策研究会は、独自の収支を有し、「リビングタカマツ」も、通信費、消耗品費、地代家賃等を独自に支出していると主張するが、その具体的内容は明らかでないから、これらの支出も加えた上で按分すべきである。

ト 野見山議員

- (ア) 控訴人は、森本好浩の雇用契約書記載の勤務場所が、政務調査用の事務所であった野見山議員の自宅でも、森本好浩の自宅でもないのは、「あつみ会」、「後援会」が、野見山議員の自宅に移転する前の所在地を形式的に記載したことによるものであると主張するが、そのような場所を記載する理由が明らかでなく（野見山議員の陳述書〔乙Eヒ3〕には、勤務場所が森本好浩の自宅だけではよくないと思い、かつての社民党田辺支部が置かれていた場所を記載した旨の記載があるが、了解可能とはいえない。）、採用できない。
- (イ) 控訴人は、野見山候子は野見山議員の妻であり、他人との契約のように労働時間を厳密に考えなかったことから、雇用契約書の記載が勤務時間を「一日中」としたものであり、政務調査用事務所の被用者との関係を問う市民オンブズマンからの質問に関し、野見山議員が「家族でない第三者」を選択したのは、妻を使用人としている点についてあまり前面に出すべきではないのではないかと思っただけのものであると主張するが、雇用関係が実在したことに対する疑念を払拭するものとはいえず、採用できない。

ナ 花田議員

(ア) 控訴人は、「新社会システム創世会」及び「花田健吉後援会」については、平成15年分～平成18年分について収支は存在せず、「九十九会」については、平成15年分の収支に16万円を計上しているが、これは本件訴訟の対象外の平成15年2月2日に行われた釣り大会に関する支出であり、平成16年分～平成18年分は収支は0であると主張するが、収支の記載のみに基づくものであって採用できないことは上記のとおりである。

(イ) 控訴人は、「自由民主党日高郡第三支部」については、その設立は平成17年11月11日であり、それ以前の活動実体はなく、平成17年は若干の活動実体はあるが、同支部の経費として、人件費80万円、組織活動費として40万8326円を、政務調査費とは別に、政治活動費として選管に報告していると主張する。しかし、前者は収支の記載のみに基づくものであって採用できず、後者も、「自由民主党日高郡第三支部」の人件費を加えて按分することを否定する理由にはならない。

## ニ 平越議員

控訴人は、「平越タカヤ後援会」は、訴訟対象となっている平成15年分～平成18年の期間中は、従前活動したときの繰越金が若干存するのみで収支は存在せず、「平政会」も、上記期間中、活動実績はないと主張するが、いずれも収支の記載のみに基づくものであって採用できないことは上記のとおりである。

## ヌ 藤山議員

(ア) 控訴人は、原判決が、和歌山県監査委員の監査において、平成17年7月以降、自宅とは別の場所（海南市名高）のビルの一室に政務調査用事務所があり、政治団体と併用されていると記載されている（甲A3）ことを理由に、藤山議員の政務調査用事務所は、平成17年1月以降は、政務調査費から事務所費の50%を支出していた届出のない政治団体が

併設されていた旨認定したことについて、同監査の記載自体が全く誤りであると主張する。

しかし、同監査においては、「政務調査用事務所（併用）としての実態、雇用（専任）の実態もあり、それらを証する書類も確認した。また、政治団体は、平成17年度の収入、支出がなく、政務調査費の充当で不足する分は議員が個人で支払っており、政務調査費の支出にあたっては、不適切な支出は認められない。」として個別具体的な認定を行っており、直ちに採用できない。

控訴人が平成15年～18年の「藤山まさき後援会」の収支は0円であるとする点については、収支の記載のみに基づくものであって採用できないことは上記のとおりである。

- (イ) 控訴人は、原判決が、事務用品代のうち、支払先が多様な商品を扱う店である場合、たとえ領収証が存在しても、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないとの判示をしている点について、電気関係の事務用品や文房具、備品等を広く扱っている店舗の発行する領収証を一律に排除するのは不当であると主張する。しかし、具体的な用途が特定できない場合に議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費と認められないことはやむを得ないのであって、採用できない。

ネ 前川議員

- (ア)a 控訴人は、「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」は、平成17年4月15日の設立以降も、実質的な活動がないことは、その資金の動きから明らかであると主張するが、収支の記載のみに基づくものであって採用できないことは上記のとおりである。

- b 控訴人は、原判決が、選挙の準備のために5か月は必要であるとして、平成17年10月以降は、選挙準備目的も加えて按分する必要がある

あると判示したことについて、5か月という期間には何の根拠もなく、前川議員が選挙事務所を設置した平成18年2月中旬から選挙準備活動を開始したと解するのが相当であると主張する。しかし、原判決の認定は相当であり、採用できない。

(イ) 控訴人は、前川議員において、平成15年度（4月分を除く。）及び平成17年度の電気代を計上しなかったが、事務所の電気代は当然支出していたのであり、平成16年度で支出した2万1624円と同額程度の支出は認められるべきであると主張するが、裏付けを欠き、採用できない。

#### ノ 前芝議員

控訴人は、「自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部」は、平成15年から平成18年まで支出は0であり、実質的活動は行われていない、後援会としても、平成16年、平成17年の支出は0であり活動は行われていないと主張するが、いずれも収支の記載のみに基づくものであって採用できないことは上記のとおりである。

#### ハ 町田議員

控訴人は、町田議員は、事務費については、自らその出捐額の40%は政務調査費用としないという決まりを作ってきたと主張するが、原判決が、事務用品代、備品購入費、切手及び郵便料金についてその60%を超えて、固定電話、FAX、パソコン回線の使用料についてはその2分の1を超えて、携帯電話使用料及びインスタントカメラ代についてはその4分の1を超えて、政務調査費を支出した部分は違法とした判断（補正の上引用した原判決321頁3行目～17行目）は相当であって、採用できない。

#### ヒ 向井議員

(ア) 控訴人は、政務調査用事務所の隣の倉庫に、同じ政党の国会議員の看板や向井議員の個人の看板、支部の名前が記載されている看板が架かっ

ていたからといって、政務調査用事務所において後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動を行っていたことにはならないと主張するが、原判決の認定は合理的であって、採用できない。

(イ) 携帯電話料金、ガソリン代についての按分が不当であるとするについて

a 控訴人は、向井議員は、平成15年、平成19年にそれぞれ実施された選挙において、無投票で再選を果たしており、後援会も「自由民主党橋本市連絡協議会」も活動はほぼ存在しなかったと主張するが、議員活動の多様性からみて直ちに採用できない。また、控訴人は、「向井米穀店」は別に店舗が存在し、通常の対応は当然店舗の固定電話を使用しているから、携帯電話を使用することはほとんどないと主張するが、携帯電話の汎用性からみて直ちに採用できない。

b 控訴人は、ガソリン代は、政務調査で使用していた車両1台分であると主張するが、議員活動の多様性及び費目の汎用性からみて直ちに採用できない。

(ウ) 控訴人は、東和秀の雇用契約書上の勤務場所が、政務調査用事務所の場所と異なる和歌山県橋本市東家4-6-8となっていたのは、平成13年4月1日の雇用契約書作成の際に従前の住所を引き継いでしまっただけのものであり、東和秀は、橋本市東家6-6-19の政務調査用事務所において政務調査の補助を行っていたと主張するが、従前の住所を引き継ぐ理由が明らかでなく採用できない。

また、控訴人は、仮に勤務場所が異なっても、政務調査の補助は行えると主張するが、合理的な理由もなくそのように認定することはできない。

フ 山下大輔議員

控訴人は、山下大輔議員は、本来であれば政務調査費から充当できる事

務所費及び人件費があるにもかかわらず、これを充当することなく後援会がすべて負担することにしたので、事務費については政務調査費から全額支出することにしたのであると主張するが、原判決が361頁19行目～24行目において説示するとおり、不当利得を問われているのは、調査研究に資するため必要とはいえない経費に政務調査費を支出したことであって、上限額に満つる政務調査費の支出が許される経費が存在したことはないから、採用できない。

#### ヘ 吉井議員

(ア) 控訴人は、原判決が、政務調査用事務所のゼンリン地図上の表記が「自民党有田郡第一支部」及び「吉井かずみ（事）」となっていることを両者が同一場所にある理由とし、吉井議員の両親宅の建物はゼンリン地図上「吉井コンクリート産業（株）」「吉井組」と記載され、「吉井産業コンクリート株式会社」の看板が設置される一方で、政治活動等に関する看板やポスター等がないことを、控訴人の上記主張を否定する根拠としたことについて、種々非難するが、原判決の認定は合理的であって、採用できない。

(イ) 控訴人は、原判決が、後援会活動について、単に団体を便宜上2つに分けただけで、1つしか後援会をもたない議員の2倍も後援会活動を行っていたとして、按分割合を定めていると非難する。しかし、団体が2つとして届け出られていれば、それに相応する活動があると推認するのは合理的であり、直ちに採用できない。

#### ホ 和田議員

(ア) 控訴人は、原判決が、平成15年8月から平成17年8月末までの間、和田議員が和田長治から賃料月額6万円で和田議員の自宅前建物2軒分を賃借していたとの控訴人の主張について、家賃領収証に政務調査用事務所を設置していた建物の資料であることを示す記載がないこと、賃料

の受領者が和田長治ではないこと、賃料支払日がいずれも平成17年8月14日であることから信用できないとしたことについて種々非難する。しかし、原判決の掲げる個々の要素はいずれも正常な賃貸借契約の存在を疑わせるものであり、それがこのように累積すれば、賃貸借契約の有効な締結を疑うのは合理的な帰結である。

- (イ) 控訴人は、和田議員は政務調査用事務所に固定電話を引いているのであるから固定電話料金を支出し、パソコンが存在したからパソコン通信費がかかったと論じるが、支出を裏付ける領収証等もないのに抽象的な一般論をもとに支出を肯定することはできない（他の議員は領収証を保管しているか、又は乙Cイ1の1や乙Cニ1の2の如き証明書を取得しているのであって、和田議員だけそれができない理由が理解できない。）。

控訴人は、プリンターについては、実際にプリンターが存在し、市場価格が2万9800円であるから、裏付けは十分であるとするが、平成16年度に購入されたことの裏付けはない。

控訴人は、シール作成機も存在し、支払先である「株式会社サンコー」は、事務情報管理機器や関連付属品販売及びメンテナンスを担っている会社であると主張するが、シール作成機の領収書とされるもの（乙Cル3）をみても、何に対する領収証なのかも明らかでなく、日付も記載されていない。

- (ウ) 控訴人は、原判決は、人件費について、平成15年8月以降は他のものが併設された事務所で雇用されていたから、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であると判断した点について、平成15年8月以降になると、それまで専任で政務調査活動の補助業務を行っていた被雇用者が、他の目的の業務を開始することになる理由は不明であると非難するが、上記のとおり議員の活動の多様性からして、他のもの

が併設されることによって、被用者の活動が政務調査活動の補助業務のみに限定されなくなったとの推認をするのは合理的である。

3 当審における当審控訴人補助参加人ら及び控訴人補助参加人らの補充主張に対する判断

(1) 江上議員

ア 当審控訴人補助参加人らは、「柳栄会」及び「江上柳助後援会」は平成16年度、平成17年度とも収支は0であり、活動実体はなかったと主張するが、収支の記載のみに基づくものであって採用できないことは上記のとおりである。

イ 当審控訴人補助参加人らは、原判決が、事務用品・備品購入費のうち、平成17年2月6日の100円均一商品代100円、同年10月14日の「ケイ・エー商会」に対する3万円（手数料を含む。）が、支払先が多様な商品を扱う店であることから、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないと判示したことについて、丙Cキ124、140の100円均一商品は、CDラジカセ及び電池2個と一緒に購入されたものであるから、例えばその付属品であるイヤホンなどであると推測されるし、「ケイ・エー商会」に対する3万円は、エプソンのプリンターであると主張するが、そこまで推認することはできず、採用できない。

(2) 補助参加人角田

ア 補助参加人角田は、「つのだ秀樹後援会」の平成16年度、平成17年度とも収支は0であり、活動実体はなかったと主張するが、収支の記載のみに基づくものであって採用できないことは上記のとおりである。

また、補助参加人角田は、上記期間における「つのだ秀樹後援会」の会計責任者は補助参加人角田の妻である角田妙子であり、事務担当者は補助参加人角田であったのに対し、「公明党和歌山第一総支部」の会計責任者は、当時公明党所属の和歌山市議会議員であった多田純一であり、事務担

当者は、当時公明党和歌山県本部の事務長であった日方茂であったから、「公明党和歌山第一総支部」の活動が、補助参加人角田の自宅でなく、公明党和歌山県本部で行われたことは明らかであると主張する。しかし、そうだとした場合、公的に届け出られた事務所住所（補助参加人角田の自宅）において「公明党和歌山第一総支部」の活動が行われなかったとはいえず、採用できない。

イ 補助参加人角田は、平成17年8月1日の2735円分及び同年12月29日の2360円分のポイントを利用した支払について、議員個人の負担でされたものと評価しうると主張する。

しかし、特定の会社ないし店舗に対して使用できるポイントを利用した支払は、現金による支払とは同視できないというべきであり、採用できない。

### (3) 補助参加人新田

ア 補助参加人新田は、平成16年度の「和積会」の収入、支出は各30万3743円であり、平成17年度の「和積会」の収入、支出は各12万円（収入は当年収入のみ。）にとどまり、支出は宴会関係にとどまると主張するが、単に収支の記載のみに基づくものであって採用できず、「和積会」に実体があったとは認められない。

イ 補助参加人新田は、原判決が、平成18年3月6日のノートパソコン代19万3880円について、補助参加人新田が平成17年11月2日にノートパソコンを購入した4か月後に購入されたものであり、平成7年ころに購入したデスクトップ型のパソコンが寿命を迎えたとしても、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないと判示したことについて、同じノートパソコンであっても、持ち歩き用のものとは別に、自宅常設用のものが必要であったと主張するが、具体的必要性が明らかでないから、採用できない。

#### 4 当審における被控訴人らの補充・追加主張に対する判断

##### (1) 各議員についての問題点（補充主張）

###### ア 井出議員

(ア) 被控訴人らは、井出議員提出のガソリン代（事務所費）にかかる証拠について、領収証の宛名が「ショウジ エミ」になっているものがあり、これがいかなる人物か不明であると主張する。しかし、井出議員がこれらの領収証を提出することができた事実を覆すものとはいえない。

(イ) 被控訴人らは、井出議員が、例えば、平成17年3月6日には、9時42分から15時22分の間にガソリンを12回も購入しているとし、これが政務調査用事務所や併設されている団体の自動車にかかるものか疑問であると主張する。しかし、按分割合8分の1（8つの主体による使用を想定する。）を前提とする限り、不合理とはいえない。

###### イ 向井議員

被控訴人らは、控訴人が、向井議員において、車両整備費として、平成17年1月31日に車検代6万3000円を、同年3月21日タイヤ交換代金として6万5900円を支出していると主張する点について、乙Cモ33の1・2を見ても、車検代やタイヤ交換代金であるのか否か、どの自動車にかかるものなのか不明であると主張する。

しかし、支払先及び代金に鑑み、車検代やタイヤ交換代金と認定するのに妨げない。

##### (2) 阪部議員の死亡に伴う請求原因の変更（追加主張）

阪部議員が平成24年9月3日死亡したこと、その相続人が、別紙「被相続人阪部菊雄相続人関係図」記載のとおりであることは、控訴人において明らかに争わないから、これを自白したものとみなす。

#### 第4 結論

以上によれば、被控訴人らの請求は、控訴人に対し、浅井議員に対して31

8万5527円，東議員に対して108万3905円，飯田議員に対して84万9351円，井出議員に対して343万1018円，宇治田議員に対して4万6953円，浦口議員に対して182万6113円，当審控訴人補助参加人江上紀美子に対して85万1469円，当審控訴人補助参加人江上慎一に対して42万5734円，当審控訴人補助参加人江上由樹子に対して42万5734円，小川議員に対して310万6353円，大沢議員に対して430万6269円，尾崎太郎議員に対して155万円，尾崎要二議員に対して149万5748円，門議員に対して212万6593円，木下議員に対して195万5546円，亡阪部菊雄相続人 に対して219万7000円，亡阪部菊雄相続人 ，同 及び同 に対して各54万9250円，亡阪部菊雄相続人 ，同 に対して各27万4625円，坂本議員に対して101万5699円，下川議員に対して158万0301円，須川議員に対して101万2659円，谷議員に対して252万1814円，玉置議員に対して86万4084円，補助参加人角田に対して131万5434円，富安議員に対して25万9498円，中村議員に対して190万5512円，長坂議員に対して88万5931円，新島議員に対して31万7391円，補助参加人新田に対して83万6006円，野見山議員に対して361万2051円，花田議員に対して356万5827円，平越議員に対して262万2557円，藤山議員に対して224万2605円，前川議員に対して113万2167円，前芝議員に対して231万4530円，松本議員に対して45万7769円，町田議員に対して22万0465円，向井議員に対して497万0167円，補助参加人森に対して178万8501円，山下大輔議員に対して62万1729円，山田議員に対して179万0670円，吉井議員に対して165万2436円，和田議員に対して175万2634円の支払をそれぞれ請求することを求める限度で理由があり，その余は理由がないところ，これと異なる原判決を控訴人の控訴及び被控訴人らの当審における訴えの変更に基づ

き主文のとおり変更することとする。

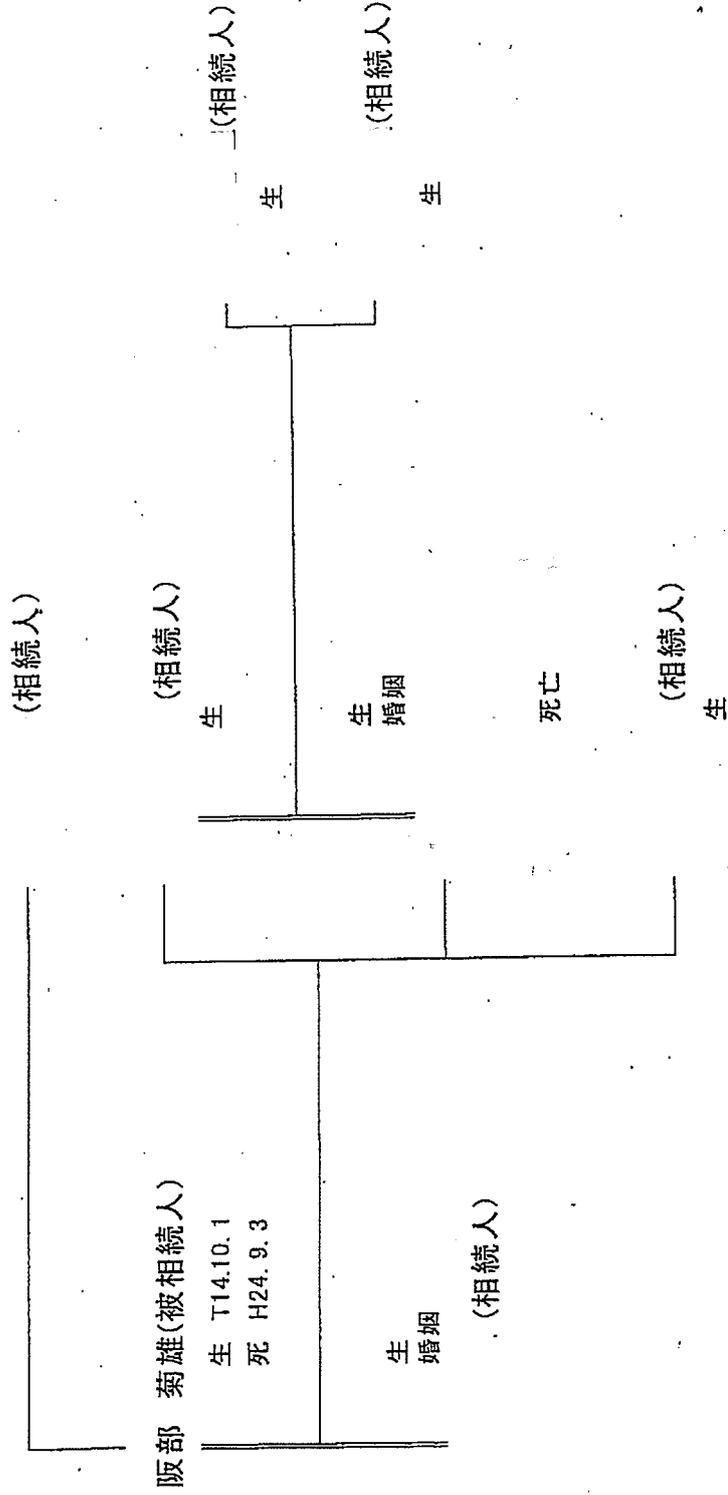
大阪高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 山 田 知 司

裁判官 水 谷 美 穂 子

裁判官 本 吉 弘 行

被相続人 阪部菊雄 相續人關係圖



これは正本である。

平成26年1月30日

大阪高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 北 幸 治

